

総務企画委員会記録

<第6号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月19日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第6号>

開会の日時

年月日 令和8年3月19日 木曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後4時39分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 令和7年 沖縄県知事の給与の特例に関する条例
第7回議会
乙第1号議案
- 2 乙第1号議案 沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 6 乙第5号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第27号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第28号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 9 乙第48号議案 包括外部監査契約の締結について
- 10 乙第49号議案 副知事の選任について
- 11 乙第50号議案 専決処分の承認について
- 12 陳情令和6年第96号外27件

13 閉会中継続審査・調査について

14 視察・調査について

出席委員

委員	長	西	銘	啓史郎
副委員	長	高	橋	真
委員		宮	里	洋史
委員		徳	田	将仁
委員		島	尻	忠明
委員		呉	屋	宏
委員		島	袋	大
委員		幸	喜	愛
委員		玉	城	健一郎
委員		大	田	守
委員		仲宗根		悟
委員		渡久地		修
委員		当山		勝利

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事	公室	長	溜	政	仁
危機管理課	長	古	堅	宗	一郎
消防防災対策課	長	照	屋	陽	一
辺野古新基地建設問題対策課	長	出	井		航
平和・地域外交推進課	長	照	屋	真	子
企画部	長	武	田		真
生活福祉部保護・援護課	班	長	多和田	尚	志

保健医療介護部地域保健課班長	嘉手納 克 子
文化観光スポーツ部観光振興課長	親富祖 英 二
文化観光スポーツ部観光振興課班長	前 原 芳
警察本部警務部長	横 山 弘 泰
警察本部生活安全部長	垣 花 聡
警察本部地域部長	親 川 直 樹
警察本部交通部長	山 内 敏 雄
警察本部交通部参事官交通企画課長事務取扱	仲 里 鍛
警察本部交通部交通規制課長	東 濱 貴 大
警察本部警備部長	齋 藤 千 尋

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長、警察本部警務部長及び地域部長外関係部長等の出席を求めています。

まず初めに、乙第27号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

横山弘泰警務部長。

○横山弘泰警務部長 乙第27号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

乙第27号議案は、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図ることを目的に、令和8年度に地方警察官が増員され、県警察は70人が増員されることになりました。

地方警察職員の定員については、警察法第57条第2項の規定により、条例で定めることとされていることから、警察官の定員を改めるものであります。

以上で、乙第27号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料

の名称、ページ番号等を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 今回の定数条例についてですが、70名増えるということで、これはいきなり70名増やすということとはイコールではないと思っているんですけれども、どれぐらいの計画で充足していく計画なのかお聞かせください。

○横山弘泰警務部長 お答えいたします。

警察官の採用につきましては、通年度でありましたら、基本的に年度ごとの退職者を補充するために実施しているところでございます。これに加えて今回増員する70名の採用につきましては、計画的に2年から3年の計画で採用していきたいというふうに考えているところでございます。その理由といたしましては、一度に採用することとなれば、競争倍率が下がるなどにより、採用者の質の低下が懸念されるところでございまして、そのような方向性で考えているところでございます。

以上でございます。

○宮里洋史委員 70名のところの採用についてはイコールではないと思うんですけれども、中途というか、一度普通退職されて出戻りではないですけど、そういった方のことも考えられるということによろしいですか。

○横山弘泰警務部長 御説明いたします。

まず、警察官の採用については、大学卒業直後の新卒だけではなくて、年齢上限34歳まで受験資格がありますので、当然その民間を経験されつつ、警察官になりたいということで受験されるということも可能となっております。また、それに加えて、中途採用の競争選考ではなくて、中途採用の選考採用の枠も設けておりまして、サイバーですとか、また航空機の整備ですとか、そういった特殊技能を要するものについては、社会人経験やそういった技能を踏まえて、選考採用するなどの枠を設けて採用を行っているところでございます。

○宮里洋史委員 警察官を普通退職された部分の答弁をお願いいたします。

○横山弘泰警務部長 当然、警察官の再採用という制度もございまして、警察官を辞められた方を辞められた当時の階級と同じ階級で採用するなどの制度を設けておりまして、辞められた警察官が再度警察で働くということも制度上可能となっておりますし、その採用を行っているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 お尋ねしたいんですが、中途採用の場合、民間のほうから採用するとなるとよっぽど能力ある方じゃないと駄目だと思うんですけども、その場合の給与面とか、やはりこれ民間と差が大き過ぎるとなかなか来てくれないという面が出てくると思うんですよね。その点はどのようにお考えでしょうか。

○横山弘泰警務部長 お答えいたします。

技能を有する方の選考採用における中途採用につきましては、巡査部長の階級からの採用となっております。一定程度新卒採用よりもよい処遇での採用となっているところでございます。引き続き処遇改善も含めてですね、民間との格差の改善には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田守委員 今行政から民間に移る方もいらっしゃるんですよ、給与面で。そうなってくるといわゆるこの使命感というか、これをしっかりと持ってないとなかなか難しいと思うんですよね。その辺はどのように考えておりますでしょうか。

○横山弘泰警務部長 もちろん職場のやりがいですとか、働きやすい環境を確保しまして、警察で長く勤めていただくということは非常に大事だと思っております。その意味で休暇のとりやすい環境ですとか、育児のしやすい環境ですとか、そういったものに特に最近警察としては力を入れているところでございまして、給与面のみならず、そういった環境の整備、また、当然警察官として働く上では、誇りや使命感を持ちながら、満足感を得ながら、働くということ

も大事ですので、そういった部分を含めて、士気高揚や環境整備を行っているところをごさいまして、引き続き取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○大田守委員　お願いします。

もう一件のほうに移っていきたいと思っています。今回、水難事故防止のための条例ができますけれども、このOMSBという組織、これの内容はどういった……。

○西銘啓史郎委員長　大田委員、今は27号です。

ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　幾つかお伺いします。

こちらの概要説明の中に、全国の地方警察官が475人増員され、沖縄県警の場合、そのうち70人が配分されたとありますが、割合的に大きくなっていますけれども、その理由について御説明をお願いします。

○横山弘泰警務部長　お答えいたします。

県警察としては70人の配分を決定した主体ではなくて、警察庁が決定したところがございますので、その理由を答弁する立場にはございませんが、一般論で申し上げますと、政令で定める地方警察官の定員につきましては、人口や治安情勢などを踏まえ、国全体で均衡の取れた治安体制を維持し、必要な限度の警察力を確保する観点で示されるものであるというふうに承知しているところでございます。

本県の状況としまして、離島県という地理的な特殊性を有していること、また県を挙げた観光産業の進展に伴い、国内外から来訪する観光客が増加し続け、令和7年の入域観光客数が約1000万人を超えるなど過去最高を更新していること、そのほか米軍基地から派生する様々な警察事象や尖閣諸島を取り巻く情勢の変化など、ほかの都道府県にない特殊な事情が存在するところをごさいまして、これらはますます厳しい治安情勢にあったところ、全国的にサイバー空間の脅威や匿名流動型犯罪グループへの対処ということで、警察庁において総合的な検討がなされたというふうに考えているところでございます。その結果、本県に70人の配分がなされたものと承知しております。

○当山勝利委員 県議会でも度々委員会でも、県民1人当たりなのか、1000人当たりなのかは分かりませんが、警察官の人数が少ないということで指摘されているところだったと思います。その分、配慮されたのかなと思っておりまして、よかったなと思っております。

次、伺います。表の中に警察官以外の職員、311名というのがある、今回その人数には変わりはないのですが、この方々はどのようなお仕事をされているのか、伺います。

○横山弘泰警務部長 お答えいたします。

一般職の警察職員もこの数に含めているところがございます。業務につきましては多岐にわたります、一般の庶務業務ですとか、会計手続の業務ですとか、様々な業務を行っていただいているところがございます。基本的には、警察官の業務を支える業務を行っていただいているというふうに認識しているところがございます。

○当山勝利委員 警察官の業務を支えるような庶務であったり、会計業務であったりされているということなんですが、警察官は増えています。度々増えていますよね。年度ごとに増えてきていると思うんですが、今回この下支えをするような職員の方々がいないとなると、業務的にちょっと負荷が重くなると思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○横山弘泰警務部長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、沖縄県の治安を維持して県民の期待と信頼に応え続けるためには、警察官のみならず、警察官の業務を支える一般職の存在が不可欠であるというふうに考えているところがございます。数を申し上げますと、平成14年度から現在までに警察官が638名増えているところ、また今回の70名お認めいただけましたら708人増えたことになるところでございますが、一般職の定員につきましては、平成14年の305人から現在の311人と6人の増員にとどまっているというふうに認識しているところがございます。

これにつきましては、一般職員の業務環境を改善し、業務負担を少しでも軽減するような取組、業務の効率化などに取り組むとともに、警察官が真に求められる一般治安業務に専念できるように、一般職員の増員の必要性につきましても、知事部局に丁寧に説明を行っていきたいというふうに思っているところがございます。

○当山勝利委員 分かりました。708人、警察官増えているけれども、仕事をされる方々が6人しか増えてないということで、ちょっと割合的にまだ少ないのかなと思いますので、それをまた知事部局には求めていらっしゃるということですから、ぜひそこら辺は積極的にやっていただけたらと思います。

最後になりますけれども、70名増員の方々の理由には匿名流動型犯罪であったり、サイバー空間の犯罪対処能力であったりということを理由に挙げられていて、今回の予算でもそのような強化をされる予算もついておりました。この70人というのは、この2つのお仕事に従事される、要するにこの2つの仕事で70名増やされるのか、そうではなくて、それ以外の仕事もトータル的にこの70人に配分されるのか、そこら辺だけちょっと御説明ください。

○横山弘泰警務部長 お答えいたします。

今回増員を予定しております70名につきましては、サイバー犯罪対策の強化と、匿名流動型犯罪グループへの対処の強化、総合対策の強化のための組織改正、体制強化につけるつもりです。

具体的な割当てとしましては、サイバー関係が15名、匿流関係を55名の予定でございます。これらの対策にこの70名を使うということでございます。

○当山勝利委員 どちらも今社会問題にもなっていますし、県民も国民も含めて不安な状況であると思いますので、しっかり頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、警察本部地域部長の説明を求めます。

親川直樹地域部長。

○親川直樹地域部長 乙第28号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正

する条例について御説明いたします。

乙第28号議案は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に規定されている安全対策優良海域レジャー提供業者の指定に係る手数料について、審査を受ける事業者が負担する手数料の適正化を図るため、沖縄県警察関係手数料条例を改正するものであります。

主な改正内容は、現行の指定手数料を廃止して、審査手数料及び交付手数料を新設し、各手数料の納付時期を申請時と審査に合格した事業者優良標示等を交付する際に区分するものであります。

なお、審査に合格した事業者が支払う手数料の総額は、現行の額と変更はございません。

以上で、乙第28号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 地域部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 先ほど先走ってしまいましてすみません。

今回の条例なんですけれど、OMSBという団体の具体的内容は、人数とか、どういった審査をするのか、それをお願いしたいんですけど。

○親川直樹地域部長 御説明いたします。

一般財団法人沖縄マリンレジャーセーフティービューローにつきましては、平成6年の水上安全条例の施行を機に、県内におけるスポーツやレクリエーション等に伴う水難事故を防止して、海域レジャーの健全な振興に寄与することを目的として、平成6年に設立されておりました、これまでに県民等に対する広報活動や事業者に対する安全対策の指導及び事故防止等に向けた情報共有を行うなど、県内の海域レジャー業界を包括的に指導し、事業者の指導育成の中心的な役割を担っている団体であります。

なお職員については3名おりました、事業につきましては警察から委託しているいわゆるマリン事業の審査事業であるとか、あと水難救助員の講習等といったことを事業として行っております。

以上であります。

○大田守委員 現在、この条例の中で優良事業者に認定している事業者数は幾らぐらいで、そして、今回からこの条例がしっかりと新しくなることによってさらに増えると思うんですけれども、現在の実数と、そして予想は今後大体どういった形で考えているんでしょうか。

○親川直樹地域部長 現在指定されているマル優事業者数でありますけれども、令和7年12月末現在で122件となっております。

今後につきましては、近年、やはりマリレジャー事業者の増加、そしてそれに伴って申請数も増加しておりますので、しっかりと手数料条例の今回改正をしましてですね、対応していきたいと思っております。

以上です。

○大田守委員 予想は立ててない。大体どれぐらい増えるだろうとか。

○親川直樹地域部長 すみません。先ほど122件と申し上げましたけれども、事業届出数からしますと、現在約3%の割合になっております。

したがって、将来的な数についての予測については、非常に困難な状況がありますけれども、この指定数を増やしていくことについて、様々な関係機関と連携しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○大田守委員 県内のマリレジャー関係に関する事業者数というのは、多分3000近くあるんじゃないかなと思ってるんですよね。その中に1割にもいない現状、やっぱりそこはしっかりとした周知徹底をしていけば、あとこの事業者の皆さん方を使う消費者、利用する方々の選定の目安になると思うんですよね。その選定の目安でもって、やはり私は増えてくると思うんですよ。今回の辺野古の事故がありましたし、そうなってくると、マリレジャーの優良事業者の選定という大変重い、私は事業の一つになってくると思います。

これからもし相当な倍数で増えるのであれば、3名の職員で足りるかどうか、その点は、将来、そのときにはどのような形で対応されるのか。これは民間の団体だと思いますので、そこは警察が増やせとは言えないと思うんですけれども、やはり要請は出していかないといけないと思うんですよね、ある程度。その点はどのようにお考えでしょうか。

○親川直樹地域部長 まず、海域レジャー事業の健全化ということについて、

マル優事業者の指定を並行して推進していくことは非常に重要だと思います。

先ほど沖縄マリレジャーセーフティレビューローの職員3名と申し上げましたけれども、現状におきましては、審査業務におきまして、支障を来している確認はされておきませんので、将来的に数が増えてきて厳しい状況になれば、審査については警察のほうでも対応可能ですので、警察のほうでも連携しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○大田守委員 よろしく申し上げます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 乙第28号について伺います。

まず、改正される前のこれまでの条例に基づいて申請というのは何件あったのか伺います。

○親川直樹地域部長 御紹介いたします。

水上安全条例に基づいて申請を受けて審査をした件数につきましては、令和4年中は60件でありましたが、年々増加しておりまして、令和7年中は138件と約2倍に増加をしております。

以上であります。

○当山勝利委員 倍以上に増えたということですが、では合格者と不合格者ですね、それはどのようになったのでしょうか。

○親川直樹地域部長 令和4年中におきましては、審査した60件のうち、合格した事業者は60件で不合格となった事業者はございませんでした。

令和7年中は、審査した138件のうち、合格した事業者は128件。不合格となった事業者は10件と、不合格となった件数は増えている状況にあります。

以上であります。

○当山勝利委員 分かりました。不合格者が出てきたということなんですけれども、この申請手数料と交付手数料を別々に取られるというのは、この条例の

改正だと思うんですが、確認させていただきますけれども、申請手数料はいつ取って、そして交付手数料はいつ徴収されるのか伺います。

○親川直樹地域部長 現行条例におきましては、指定手数料として合格後の標章等交付時に交付しておりますけれども、今回の改正に伴いまして、まず申請時に審査手数料を徴収いたします。その後、合格しましたときに、標章等交付時に、また交付手数料として徴収することとしております。

以上であります。

○当山勝利委員 今回、不具合があったのでこのように改正されるということで理解をしますけれども、制度設計するときにしっかりやっていただけだと思います。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情令和6年第96号外4件を議題といたします。

ただいまの陳情について、交通部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

山内敏雄交通部長。

○山内敏雄交通部長 公安委員会関係の陳情に係る処理概要について、御説明いたします。

陳情説明資料の2ページを御覧ください。

陳情につきましては、公安委員会所管の新規陳情はなく、継続案件は5件となっており、うち1件は土木建築部、1件は生活福祉部との共管となっております。

それでは、前定例会の処理概要の内容に変更のある継続陳情について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

令和7年第176号石平自治会周辺の渋滞緩和と交通安全確保に向けた対策を求める陳情の処理概要について、35行目以降を変更しております。

記事項1の「県道81号線宜野湾北中城線から石平自治会への出入口にある停止禁止の道路標示につきましては、令和8年1月に引き直しを終えています。」

以上で、公安委員会関係の陳情に係る処理概要の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いたします。

○西銘啓史郎委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 よろしくお願いたします。

陳情の第96号についてお聞きしたいと思います。対応の面ですね。事故原因の究明というところを図っていくというところなんですけれど、究明というのはもう終わったのか。どういう状況なのか、また、死亡事故後もですね、事故というのは度々起こっているわけで、それに対して県警としてどう受け止めているのか、お聞きしたいと思います。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

御質問の案件につきましては、安波の死亡事故の関係であるかと思えますけれども、現在、申し訳ございませんが、捜査中でございますので、具体的な状況につきましては、答弁を差し控えさせていただきますが、県警としましては、関係者から聴取を行い、各種証拠を精査するなど、あらゆる観点から慎重に捜査を進めているという状況でございます。

以上です。

○徳田将仁委員 結構もう長らくたつので、捜査中というのをずっと伺ってて、それで詳しい内容は言えないという状態のままなんですね。その状態というのは、いつ、めどというのはあるんですか。これ解決しないという悩みなんですか。なぜ今こんな状況なのか教えてください。

○山内敏雄交通部長 確かに時間がかかっているのは十分承知しております。

他方で、こういった事故につきましてはそれぞれの事故概要をきちんと捜査

した上で、しっかり行うことが重要でありますので、今まさにこれを捜査しているというところでございます。

以上です。

申し訳ございません。めどにつきましても、やはり事故によっていろいろと捜査の内容が変わってきますので、そういった面も含めて、今のところめどはまだ立っていないというような状況でございます。

以上です。

○徳田将仁委員 普通の事故と今回の事故の違いを教えてください。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

委員がおっしゃるように、普通の死亡事故がどういうものを意味しているのかというのがちょっと分からないんですけども、確かに死亡事故の状況がそれぞれ、何て言いますかね、事故概要等も全部異なりますので、何が違うのかという部分については、ちょっと、なかなか答えるのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 僕が今言ったのは、普通の例えば人身事故で人が亡くなった場合と今回の事故は何が違うんですかというところですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山内敏雄交通部長。

○山内敏雄交通部長 何が違うかということ、具体的になかなか申し上げる難しい部分はあるんですけども、当然関係者の数であるとか、それから事故概要の実況見分の在り方であるとかですね、そういったものがもろもろ、何ていうんですかね。通常の事故というか、事故によっていろいろとそういった千差万別ございますので、そういった関係でちょっと捜査が長引いているというような状況でございます。

以上です。

○徳田将仁委員 それからですね、私たち再三いろいろな対策をやってほしいと、ガードレールも含めてですね、そういったことを要望しているわけですが、そのガードレールを設置を含めたこの対策というのはどういった状況なのか教えてください。

○山内敏雄交通部長 まさに事故原因を我々捜査しているような状況でございますので、当然、ある一定の事故原因が判明した時点です、どういった対策が必要なのかについても、検討していくという形になるかと思えます。

以上です。

○徳田将仁委員 抗議団体に対してですけど、安全対策とか、こういう事故防止というところの指導とか、要請だったりとかというのは行っているのかお聞きしたい。

○齋藤千尋警備部長 お答えいたします。

警察におきましては、普天間飛行場の移設工事に関わります抗議行動については、その移設工事に反対する抗議参加者のこれまでの抗議行動の状況を踏まえて、警察の責務、公共の安全と秩序の維持、さらには個人の生命身体財産の保護などといった警察の責務に照らしまして、これまで抗議参加者を含みます関係者の安全確保をしたり、トラブル防止などのための必要な警備設備について、関係法令に基づいてやってきたところでございます。

そのため、その時々に応じて、警察のほうで必要な対策というか措置を講じているところでありますが、団体に対する指導状況とか、そういうことに関しましては、具体的なところは、こちら警察の対応となりますので、ちょっとお答えを差し控えたいと思えます。

○徳田将仁委員 この団体に対しては、今どういう状況か説明できないという話なんですけれど、県との協議というのはどういうふうになっていますか。県に対して例えば、そういった事故起こさないでくれとか、例えば要請だったり、そういう注意とか指導とかという、県との協議とかはどういうふうになっているんですか。

○山内敏雄交通部長 現在、先ほども何度も申し上げていますように、事故原因については捜査中でありまして、道路管理者と協議を行ったことはござい

ませんけれども、捜査結果を踏まえた上です、当然道路管理者であったり、関係自治体等とも連携しつつ、同様の交通事故の再発を防止する観点から、必要な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 例えば、警察としてはなかなか言えないことがあると思うんですけど、そういった警察の体制もですね、様々な形で今回この抗議活動での死亡事故だったりとかに、こんな悠長なこと言っている場合じゃないんじゃないかなと思うんですね。そういうところはしっかり検討、協議とか、強く言うところは言ってほしいし、この抗議団体に対しても、少し強く要請をするなり、そういったお願いするのは、やるべきだと思うんですけども、そこら辺の対応どう思っていますか。

○山内敏雄交通部長 申し訳ございません。何度もちょっと同じ答弁になってしまいうんですけども、今まさに事故原因については捜査中でありますので、当然その原因が判明次第ですね、きちんと協議すべき事項等があれば、当然、県としっかりと協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 僕はこの件に関して一般質問でもやったことはないんですけど、ずっと議論聞いていておかしいなというところはずっと残っているんですね。

今徳田委員が言ったのに続けてちょっと質問させてほしいんですけども。これ1年半前、もうそれ以上たっているのかもしれない。皆さんが、誰が悪いのかも判断できないということになると、これ10年たっても同じになるのかなとか、あるいはこれ誰が悪いとか悪くないかという判断もなく、この間に同じようなことが起こったら誰が責任を取るのかなというところもあるんですけど、これ皆さんが判断しなければ、どういう原因だったのかも分からなければ、最初に飛び出した人がどういう罪になるのかも分からないというような状況だったら、これどう僕ら考えればいいんですか。この長さ。どういうふうに判断すればいいんですか、我々は。そこをちょっとお聞きしたいんですけども。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

同じような答弁で大変恐縮なんですけれど、今まさにその事故原因について、誰がどういった刑責を負うのかについて、我々はしっかり関係者、それから実況見分、それから各種証拠資料等々について、捜査をしているというところでございます。

当然捜査を続けていく上では、ある時期に来ればしっかりと捜査結果を出さないといけないという部分もありますので、今まさにそれを捜査しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員 当然、事故が起こって1年半もたっていくと、そこにいた人たちの記憶も薄れていきますよね。当然皆さんは、事故が起こったときに、速やかに捜査をすることが一番、原因がつかめることだと思うんですよ。だから要は、この長さというのは、一般の人たちが考えてなぜ事故が1年半たっても解決しないのというのは、沖縄県民の誰でもおかしいとは思っているんですよ。だから、ここを警察としてどう見られているかということとはあまり考えないんですか。もちろん捜査は厳格にやらなければいけないということは十分分かっている。分かっているけれども、時間がたち過ぎるのもどうなのかな。皆さん県民から信頼が揺るぐところが出てこないのかなというところは、私は逆に警察のことを心配するんだけど、どう思っていますか、そのところ。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。確かに委員おっしゃるように、時間がかかっていると言われるのは致し方ないのかなというふうに思っているんですけれども、ただ、他方ですすね、一生懸命捜査員も、しっかりとそういった関係者の事情聴取であるとか、いわゆる供述内容の精査であるとか、現場との整合性であるとか、そういったものをしっかりと捜査しているところでございますので、若干の時間がかかり過ぎているというのは否めない部分ありますけれども、その辺はいわゆる関係者や防犯カメラの精査、それから実況見分、その他もろもろの捜査事項について、精査を行っているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員 私は、何ていうのかな、事故のことを云々と言うつもりはないけれども、ただやはり我々から見た警察官というのは厳格でなければいけない

とか、正義を皆さんは執行しているんだという目から見て、これだけかかるといふことは、それが揺るがないかなという心配を僕はしているといふだけの話ですから。

これに答弁は要りません。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 陳情第19号を質疑いたします。

このいじめ自殺、児童虐待犯罪等を減らす取組に関する陳情なんですけれども、今年、昨年に入って、いろいろな動画がSNS等に拡散されて、過去の動画でした、もう対応済みでしたとか、いろいろあると思うんですけれども、こういった10代のいじめ、今までいじめの категория にあったのが、SNSの普及によって動画として散見される時代になってまいりました。

今回、定数条例の中でも人員を増やしていくという中で、あくまで学校教育のいじめだということを超えて、明らかに暴力だという声が高まっております。

そういったサイバー犯罪とかを、SNSで見たりとかですね、そういった学校、父母からの相談を警察として受けて、どのように動いていくのかというのを確認させていただきたいなと思っております。少年がいじめの category で暴力をしていますが、それはいじめなのかというところをお聞かせください。

○垣花聡生活安全部長 お答えします。今委員御指摘の内容については、新聞報道等でも上がっているところなので、県警としても承知しているんですけれども、一般的な流れをちょっと御説明差し上げますと、例えば今回のように、いじめの動画が上がった、明らかに暴行事件ということで学校から相談がある、保護者から相談がある、場合によっては少年から相談があるというような届出があった場合については、当然これは事件として扱うというようなこととなります。

今回の動画については、過去の動画だったということも報道されているとおりですけれども、これが事件として扱ったものではあるんですけれども、それを動画を拡散することによって、やはり誹謗中傷とか名誉毀損とかに当たりますので、そこを刑事事件として、上げた方が少年だった場合には、刑事事件としてやるのかどうかという判断も必要になってきますけれども、その辺も含めて対

応していくということと、こういった動画を上げることが、場合によっては犯罪になり得ますよということ、学校を通じて保護者に対してもお伝えするというようなことで対応していると。いずれにしても、いじめというものが教育現場で行われるものですから、一義的には子どもたちの立ち直り、保護を優先に学校現場で対応していただくんですけれども、犯罪行為があれば、当然警察としては事件として扱うというようなことで対応させていただいているというところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 今のお話を聞くと、相談があったら動くということと認識でよろしいですか。

○垣花聡生活安全部長 お答えします。基本的にはそうですけれども、場合によっては警察でサイバーパトロールというのもやっております、そういった犯罪行為があれば、当然それに基づいて警察が能動的に主体的に動くということも考えられます。

以上でございます。

○宮里洋史委員 学校内であればいじめ、学校外であれば傷害、もしくはお家の中ではしつけ、外に出れば虐待、いろいろな捉え方があると思いますが、私が懸念しているのは、学校現場でそういった相談を警察にしても警察が動いてくれないという声を聞いたりします。もっと言ったら、10代なので触法少年とか、いやこれちょっと対応できませんみたいな話があるわけです。でも、この人たちから被害を受けている方からすると、殴られたイコール暴力ではあるんですよ。そこら辺の対応はいじめ、学校現場だからと今おっしゃっていますけれども、これからの時代は外部介入もしていかないと収まりがきかないというか、誰にも相談できない、裁判しますかみたいな話になると思うんですよ。警察としてどう関わっていくのかを答弁お願いします。

○垣花聡生活安全部長 お答えします。先ほど学校の現場だから、一義的には教育現場のほうで対応させていただくという話をしましたけれど、ここが学校であろうが家庭であろうが、学校外であろうが家庭外であろうが、犯罪行為であれば、例えば触法少年であっても、警察としてはやるべきことをやるということが基本なんですけれど。

委員御指摘があった相談に行っても警察が動いてくれないというのは、

ちよつとこら辺、私、警察としては把握はしていないんですけど、基本的には学校内外であろうが、家庭内外であろうが、やはり犯罪行為というのは、触法少年であろうが、犯罪少年であろうが、法律にのっとって対応していくというのが基本スタンスではあります。

以上でございます。

○宮里洋史委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 陳情第176号、石平自治会周辺の陳情について、処理方針に進展がありましたので、確認させていただきます。

これ、道路標識の引き直しを終えているということでもあります。

これは迅速に対応していただいたんだろうと思ひまして、大変評価したいなと思ひている反面ですね。この地域は、米軍基地キャンプ瑞慶覧が近いということもあって、日本の交通規制に不慣れな米軍関係者が通行が多いという懸念を示している内容になっています。

なので、日本の交通規制、様々なルール、いわゆる表示等の意味合いですね、今回ゼブラ線を引き直したということもあるんでしょうけれど、そういう米軍関係者、外国人等に対する、交通安全指導は現況どうなっているのかお伺ひしたいと思ひます。

○仲里鍛参事官交通企画課長事務取扱 お答えいたします。

米軍構成員等に対する交通安全教育につきましては、例えば飲酒運転の関係とか、その他は交通安全、日本の交通ルールにのっとって安全運転をしてもらうという形を、例えば、米軍基地内にこちら警察職員が直接赴きまして、隊員に対して実践的な講話などを通じてですね、交通安全ルールの遵守を図っていただくよう教育を行っているというところでございます。

以上でございます。

○高橋真委員 そういったものは警察としてしっかりやっているという認識を持ちたいと思ひます。

では、この2番目にありますけれど、この青信号の点滅時間が短いということもあって、処理方針の中では「今後現場の状況を確認し対応を検討していき

ます」というふうに書かれておりますけれど、これは例えば、単なる検討ではなくて、いつまでに交通量調査を実施したりとか、また結論を出すのかということ、明確なスケジュールを示すことが非常に重要だと思いますがいかがでしょうか。

○仲里鍛参事官交通企画課長事務取扱 説明いたします。

委員の質問のところですが、まず現場の確認でございますが、もう既に警察職員を現地に派遣いたしまして、朝夕のピーク時間を含む、各時間帯における交通の流れなどはもう確認済みでございます。

その上で、我々として御要望があった形で、本件陳情については、北中城村道側から県道、時計で言うと3時9時に通っている県道81号線、それに丁字路の形になっているような県道29号線が、6時方向からぶつかったような形になっています。それに4時方向から村道が交差点の中に入るといようなちょっと複雑な交差点になっておりまして、特に朝のピーク時間に村道側から、集落のほうから出てくる車が出づらいというのが陳情の御要望でございます。

それで、信号調整ということなんですが、確認しましたら、確かに青信号の時間で出ていく車がなかなか出きれずに、はけ残りというような形で渋滞が発生している状況ですので、我々としましては、その信号機を、今青信号8秒間となっているんですけど、そこをちょっと2秒延長して、そこにはけ残りがないようにできるんじゃないかということで考えて、これを近々に実施したいと考えております。

以上でございます。

○高橋真委員 ではその内容はしっかりと処理方針に書いていただくのが、よろしかったのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○仲里鍛参事官交通企画課長事務取扱 お答えいたします。今実際にちょっとその秒数でいかどうか、例えばその他の道路にも、信号機の秒数を変えることで別の渋滞が発生する可能性もありますものですから、周辺の状況がどうなのかというのをシミュレーションしながら検討して、それでまずやってみようということになれば、処理方針のほうにも上げていきたいと考えています。

以上でございます。

○高橋真委員 早期に改善を望みます。以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、部局入替え)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情令和7年第71号外6件を議題といたします。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

武田真企画部長。

○武田真企画部長 それでは、企画部関係の陳情処理概要について、御説明いたします。

説明資料の2ページ陳情一覧表を御覧ください。

企画部関係の陳情は、継続陳情が7件となっております。

継続陳情のうち方針の変更があった箇所について、御説明させていただきます。

13ページをお願いします。

陳情令和7年第174号外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求める意見書提出に関する陳情について、御説明いたします。

処理概要の欄の9行目を御覧ください。

「令和8年1月に、国土の適切な利用及び管理に向けた取組が示されたところです。」

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 随分この2年間、部長と議論をしてきましたけれど、4月から総務部長になるので、2か年間で振り返って感想を聞きたいなと思います。

○武田真企画部長 企画部統括監時代から連続4年務めさせていただきました。部長になって2年間、議員の皆様が大変お世話になりました。その間、やはり企画部のほうでは一番大きな課題というか、やはり離島、それから過疎地域、それから交通、様々な取組ありますけれど、この3つが非常に重い取組だったと思っています。少し停滞ぎみなところも回してきた自負もございすし、力及ばなかったところも多々あろうかと思っております。今後また隣の武村統括監に引き継ぎますので、引き続き離島振興だったり交通政策であったり沖縄振興策、そういったものにはしっかり企画部として取り組むという考えでございす。

ありがとうございます。

○呉屋宏委員 例えば、陳情令和7年第71号の離島過疎対策なんですけれど、随分部長とやってきました。おととい月曜日行って火曜日帰ってきたんですけれど、久米島のガソリン代が211円。これね、やはり僕は思うんですけど、企画部で今年度、これは成功したというところが、あまり見えないところがあります。この中でとても気になって離島対策をずっとやってきたんですけど、皆さんの、特に部長、今度総務部に行くわけなんですけれど、大体ね、皆さんの人事は平均2年なんだよ。これ企画をして離島対策でこれをやるんだと言った中心のメンバーが、結果を見るまでにはもう人事で変わるんだよね。自分がやってきたことの評価が、自分が見えないところに出ていってしまうというところに随分人事に問題がないのかなという感じはしている。だから、人間、一生懸命やって成果が得られて満足感がある、また頑張ろうという気になるけれど、今のこの2年間の人事体制で果たしてそうなるのだろうかと思うとね、僕はどんだんどんだん職員のやる気というものが、失われているのではないかという。だからこういうものが全てこういう離島過疎地域の対策にもね、拍車がかからないのではないかなという感想さえ持っているんですけど、どうですか。

○武田真企画部長 今回の御指摘は人事ローテーションのお話だと思います。課長クラスは確か2年程度で回っているというふうに思っていますが、担当クラ

スは基本は3年でローテーションしていると思っております。

職員のやる気、その組織の風通し、様々な課題があると思いますが、ひとつ人事の在り方についても総務のほうになりましたら、少し職員とも議論してまいりたいと思います。

○呉屋宏委員 最後にしますけれど、これはね、課長であれば2年間我慢していればこの件から抜けられるなという、裏を返せばそういうふうになるんだよ。僕は次の部である知事公室の中で消防防災ヘリの件をずっとやっていて、我慢していたら変わっていく。そういうまた一から積み上げなければいけないというところがとても気になっていて、多分この離島問題もそうなんだろうな。53年間解決できなかったのはそこにあるのかなということさえ感じる。

もう一つは現場にね、この211円のガソリン代をどう感じるのかという人が、果たして県庁の中にどれだけいるのだろうか。僕はこれも感じています。宮古はもっと高いんだそうですね。211円どころではない、230円ぐらいまでいっている。このガソリン代の問題を皆さんが10円持っているというけれど、10円は何のために持つかという、本島と離島との差を埋めてほしいわけで、私たちは10円出しているからリッターから10円出しているから我々やっているんですよということは考えないで、やはりいかに本島に近づけるかという施策をね、私は打ち込んでほしいなと思ってこれは要望にしてお答えは要りません。

総務部長でまた会いましょう。以上。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情令和7年第38号外7件を議題といたします。

ただいまの陳情について知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 それでは、知事公室所管の陳情につきまして御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、2ページ目の陳情一覧表でございます。

知事公室所管の陳情は、継続8件でございます。

継続審議となっております陳情につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

なお、修正した箇所につきましては、下線で示しております。

通知しました10ページをご覧ください。

陳情令和7年第91号与那国島における避難計画及び自然環境に関する陳情でございます。

11ページを御覧ください。

1についての2段落目、「これまで、先島5市町村全てにおいて、国や県が同席の上、住民意見交換会を開催するとともに、宮古島市や与那国町では住民向けアンケートも実施されたところです。」に修正しております。

次に通知しました12ページを御覧ください。

陳情令和7年第104号北マリアナ諸島自治連邦区との姉妹都市締結等に関する陳情でございます。

13ページを御覧ください。

1～3についての1段落目、「北マリアナ諸島では、戦前から多くの県民が移り住み、太平洋戦争では1万2千人余りの尊い命が失われた歴史的背景や、島嶼地域であるという共通性から友好関係を構築することは重要であると考えており、まずは、同諸島との高校生等の交流事業を推進してまいりたいと考えております。」に修正しております。

説明は以上になります。

○西銘啓史郎委員長 知事公室長の説明は終わりました。これより質疑陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 陳情第104号北マリアナのほうで、質問したいと思っておりますけれど、この陳情の記の3のほうで、現地に平和と友好の象徴として平和の

礎に類するモニュメントを設置することという形になっております。亡くなられた方々1万2000人とされておりまして、これはもう半分に近い方が沖縄県系人だと思っております。

そういった中では、平和の礎に類するという形であれば、その氏名等は県のほうでは把握されておりますか。亡くなられた方々の氏名等。

○多和田尚志保護・援護課班長 ただいまの大田守委員の御質問にお答えいたします。

県のほうでは、今おっしゃられたようなお名前のほうは把握はしておりません。

○大田守委員 まだ沖縄のほうに帰ってきて、存命している方々もやはりいらっしゃいます。分かるだけでも私はやはり調査したほうがよいと思っておりますけれど、県のほうはその調査に関してはどのように考えるのでしょうか。

○多和田尚志保護・援護課班長 県のほうでどういったことができるか、検討していきたいと考えております。

○大田守委員 戦火でもって戸籍のほうも、南洋庁も全部なくなっておりますので、大変厳しいと思っておりますけれど、ただ、生き残っている皆様方には聞きながらですね、少しでもいいから、やはり生きていたというあかしを残していかないといけないと思うんですよ。そういった面でしっかりとよろしく願います。

今回新しく高校生との交流事業を推進してまいりますという形で、御答弁の中に書いておりますけれど、どういった形で交流されていくのか。その点は、もう大まかでよろしいですので、もし話せるのであればよろしく願います。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 今委員のほうからもお話がありました、過去の歴史なども高校生に学んで、現地で同じような年代の方と交流しながら、沖縄の歴史とサイパン、グアムの歴史などを相互に学び合いながら、平和に向けて、自分たちがどういったことができるのかというところを考えてもらうような事業にしたいというふうに考えておりますので、そういった現地の視察先なども詳細はこれから公募によりますので、こういったところは県もしっかりと効果的な場所、視察先を検討していきたいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○大田守委員 1番目のほうですね、姉妹提携のほうなんですけれども、南洋諸島のほうは、マグロの相当な資源が豊富にあると聞いております。沖縄の漁船も結構行かれております。多分国内では沖縄県籍が1番多いのではないかなという。そういった中で、やはり姉妹提携都市を結んだほうがいいと思いますけれども、最終的にどのようなお考えでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 姉妹提携を締結するに当たっては、先方との交流様々実績を積み上げていきながら、意見交換などもして、そこに向けて交流事業なども進めていければというふうに考えております。

以上です。

○大田守委員 以上です。ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、辺野古沖の船転覆事故に係る所管事務調査は午後に行うことで意見の一致を見た。)

午前11時30分休憩

午後1時30分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、本委員会の所管事務調査として、辺野古沖の船転覆事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 ただいま議題となっております辺野古沖の船転覆事故について経緯等を説明いたします。

令和8年3月16日10時10分頃、名護市辺野古埼付近の海上において2隻の船舶が転覆し、乗っていた21名の方々が海に投げ出される事故が発生しました。第十一管区海上保安本部及び名護市消防本部によりますと、平和丸に乗船していた12名及び不屈に乗船していた9名、計21名の全員が救助、搬送され、14名の負傷、不屈船長と高校生の2名について死亡が確認されております。大変痛ましい事故となってしまいました。お亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、おけがをされた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復を祈念しております。

沖縄県では、同日午前10時37分頃、名護市消防本部から連絡を受け、直ちに災害情報連絡室を設置するとともに、職員を現地に派遣するなど、情報収集を行い、同日13時には、部局長で構成する危機管理連絡会議にて、知事、副知事も参加し、全庁的に情報共有を図ったところです。また昨日18日には、知事が来庁した同志社国際高等学校の西田校長とお会いし、お悔やみを申し上げますとともに、できる限りの支援をさせていただきたい旨をお伝えしたところです。西田校長からは、沖縄側から幾つかの支援の申出があったことなどについて、感謝の言葉をいただきました。

県としては、第十一管区海上保安本部など関係機関と緊密に連携し、引き続き情報収集に努めるとともに、今後判明する事実関係等を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。説明は以上になります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より資料はないのか確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

知事公室長の説明は終わりました。これより辺野古沖の船転覆事故についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 はい。幾つか質問をしたいと思います。まず今説明のあった、本事案に対しての危機管理連絡会議というのを立ち上げたと思うんですけど、その組織の目的とメンバーというのを教えてください。

○古堅宗一郎危機管理課長 お答えいたします。

事故が起こりました後、同日13時ちょうどから危機管理連絡会議を開催し

ました。この会議というのは設置要綱で定められておりますけれど、メンバーは、危機管理監、つまり知事公室長が議長となりまして、各部長等が出席をいたします。

設置の目的としましては、何かその危機事象が発生した場合に、また発生するおそれがある場合に、全庁的に迅速かつ的確に対応するために設置することになっております。このときは事象が事象ですので、知事、そして大城副知事も本来のメンバーではありませんけれど出席をして、情報の共有を行ったということでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員より具体的なメンバーについて確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

古堅宗一郎危機管理課長。

○古堅宗一郎危機管理課長 全部長名を読み上げませんが、知事公室、総務部、企画部以下、いわゆる全部長が出席して行われております。

○徳田将仁委員 はい。今おっしゃった、例えば13時にそういった会議をしたとか、いろいろ時系列があると思うんですね。起きてからの時系列が分かる資料も欲しいんですけど、それは後日提出できますか。どういった行動を起こしたのかというところ、よろしいですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 はい。時系列については、いわゆる初動といえますか事故が発生してこちらが覚知してから、当面の動きという形で資料としておまとめしまして、全議員に提供したいと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より県の動きは委員会でも把握すべきなので提出するよう話があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　そこで、今話があったんですけれど、同志社国際高校の校長と連絡を取ったということなんですけれど、これはお会いしたのか、それとも連絡を取り合って電話で済ませたのか、それが何時頃なのか、どういった話をしたのかといったところの説明を資料で提出いただけるでしょうか。

○溜政仁知事公室長　今、具体的な全ての詳細と言いますか、何時にお会いしてどのような話があったということをもとめて、先ほど課長からあったメモの中でお伝えしたいというふうに考えております。

○徳田将仁委員　ありがとうございます。

それでは少しお聞きしたいと思います。

県はこれまで辺野古における抗議活動や海上での活動について、どの程度把握していたのか。そして関係団体との接点、連携の有無も含めて具体的にお聞きしたいと思います。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　抗議の細かいその形態とか、そういったものについて承知しておりませんが、実際、海上それから陸上のほうで抗議が行われているということは承知しております。また県のほうで何か具体的な関わりがあったかということについては、関わりは一切ございません。

○徳田将仁委員　はい。このへり基地反対協議会なんですけれど、それに対して県としての支援とか協力関係というのは全くなかったのかということと、直接ではなくても間接的にも含めて、補助金とか委託業務も含めて公的資金の投入というのはあったのかということをお聞かせください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　抗議活動については先ほど申し上げたとおりでございます。その支援ということについても関わりがない以上、一切補助金等も含めて実施しておりません。

辺野古新基地建設問題対策課のほうではそういった団体に対する支援、それから補助金等の金銭的な支援も含めて一切そういったものはございません。

○徳田将仁委員　いや、今その課に対してはないというのはあったんですけれど、僕が聞いているのは、間接的にもほかの課も含めてですよ、公金の流れと

してそこに行くような関連はあったんですか。

○溜政仁知事公室長 間接的かというとのが、どのようなことになるのか分からないんですけども、基本的に県のほうから金銭的あるいは補助等についてはないということでございます。

○徳田将仁委員 県が今、調査を行っているのか分からないんですけど、現時点で全く関係はないというのは言い切れるんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 はい、先ほど来回答しているとおり、県からの支援はないというふうに承知しているということでございます。

○徳田将仁委員 一切関わりもないし、一切間接的な資金も入っていないというところで認識してよろしいんですね。

○溜政仁知事公室長 先ほども答弁したんですけど、間接的というのがどこまで及ぶかというのが、なかなか考えにくいところなので、直接的に申し上げにくいんですけども、基本的には金銭的な補助は県からの補助、支援はないということでございます。

○徳田将仁委員 それではお聞きしたいんですけど、この違法テントの設置だったり、過度な抗議活動というところでお聞きしたいんですけど。それに対して県というのはどのように認識して、どのような対応を取ってきたのか、そういったところをお聞きしたいんですけど、どうですか。

(今回の事故と関連しないのではないかとの声あり。)

○西銘啓史郎委員長 委員長として認めます。どうぞ、続けてください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 県としましては、抗議活動を行う際には法令を遵守し、安全・安心に行われることを大前提として、憲法で定める表現の自由が保障されることが重要というふうに考えております。

○徳田将仁委員 対応が不十分だったんじゃないかというところでこういった事故が起きていると思うんですよ。それで今質問しているんですけど、次は海上の部分で聞くんですけど、海上を伴う抗議活動に対する安全確保というところでは、県はこれまでどのような指導とか注意喚起は行ってきたのか、お聞かせください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 我々のほうで特に指導するというようなそういう立場ではございませんが、先ほど申し上げたとおり抗議活動を行う際には法令を遵守し、これは陸上だろうが海上であろうが一緒だと思いますけれども、安全・安心に行われることを大前提に、憲法で定めるその表現の自由が保障されるということが重要だというふうに考えております。

○徳田将仁委員 重要だと考えていますではなくて、それを注意喚起をしたことがあるのかと聞いているんですよ。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 今申し上げたような内容について県議会等で度々発言しているところでございます。

○徳田将仁委員 意味が分かりません。分かりやすく説明してください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 今申し上げたような内容については県議会とかそういった場面、場面で県の考え方としてお示ししているというところでございます。

○徳田将仁委員 だから、そういうこの抗議活動に対する安全確保について、その団体たちに注意喚起とかというのはしたことがあるのかというところをお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員より今回の事故を抗議活動と結びつけて質疑することに対し疑義があり、委員長としては確認のため問題ないと考えているとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
出井航辺野古新基地建設問題対策課長。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動につきましては、我々のほうが個別に指導する権限とかそういう持っているものでもございませんし、そういう立場でもございません。ただし先ほど申し上げたような抗議活動を行うに当たっては、先ほど申し上げたようなスタンスでやられることが重要だということとは申し上げているところです。

○徳田将仁委員 はい。それでは、もう一点お聞きしたいんですけど、三役も含めてですけど、県の職員が、いわゆる今回転覆した不屈、この平和丸も含めてですけど、その他の抗議船に公務として乗船したことはあるのかお聞きしたいと思います。

○溜政仁知事公室長 知事につきましては、就任以来このような船に乗って、今回の不屈と平和丸に乗船した記録はございません。

○徳田将仁委員 公室長も含めてですよ。

○溜政仁知事公室長 私はないところなんですけれども。1人1人の職員自体が乗ったことがあるかどうかというのは今確認は取れてないところでございます。

○徳田将仁委員 しっかりその確認も取って調べておいてください。よろしくお祈いします。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 はい。よろしくお祈いします。本日報告があった、同志社国

際高校の校長先生と、知事がお会いして、先ほどの発言で、できるだけの支援をする旨の発言があったということなんですけれども、校長はどういった内容で、沖縄県に来ていて、知事はどういった支援をするというお話をされたのでしょうか。

○溜政仁知事公室長 昨日ですね、先方のほうから電話が午前中にありまして、沖縄県に来庁したいというお話があったものですから、当初私に対応するというので三役等に報告したら、知事も面談に参加したいというお話がありました。それで面談するに至ったんですけれども、その中では情報提供で沖縄で情報が分かるものについては、できるだけ提供してもらいたいというお話があったというところでございます。

○宮里洋史委員 それで知事ができる限りの支援をするといった内容はこういった意味だったのでしょうか。

○溜政仁知事公室長 県ができる限りのことは行いたいので、何かあれば申入れてくださいというお話でございました。

○宮里洋史委員 その内容を聞いているわけです。できることはやるというのは、例えばどういったことを想定していた話なのかというのは、お聞かせください。

○溜政仁知事公室長 想定というか具体的に何ができるという話はその場ではなかったのになかなか申し上げられにくいんですけれども、要は高校側が望んでいることというのをできるだけかなえてあげたいという思いで発言されたというふうに理解しております。

○宮里洋史委員 公室長もそれ同席されたんですよね。

○溜政仁知事公室長 はい、同席していました。

○宮里洋史委員 であれば聞いていると思うんですけれども、校長は情報提供をお願いしますのために来沖されたということですのでよろしいんですか、認識は。

○溜政仁知事公室長 来沖については個別の話なので、我々として具体的に承

知しているわけではないんですけれども、沖縄県庁に来たというのは、これまでの対応にお礼を申し上げるというお話が先方からあったところでございます。

○宮里洋史委員 これまでの対応にというのは、何のことでしょう。

○溜政仁知事公室長 はい、先ほど読み上げでも申し上げた、例えば知事がコメントを出したというお話とか、メンタルケアについて県のほうから話があったというようなことについて、お礼を申し上げたいということだったということでございます。

○宮里洋史委員 この高校は長い間沖縄県に来ていて、そういった意味もあるのかなと思うんですけれども、何か言えないことがあるような感じがするんですけれども、そこは特にはないですね。

○溜政仁知事公室長 特にはございません。

○宮里洋史委員 それでは質問に行きますけれども、県は修学旅行誘致にこれまでどのように関与しており、今回のような海上視察を含むプログラムについてどこまで把握していたのか、お伺いいたします。

○前原芳観光振興課班長 お答えいたします。

沖縄県としましては、修学旅行を誘致するに当たり、積極的なプロモーションなどを実施してきているところです。今回平和学習ということで、船に乗られたというふうに聞いているんですけれども、教育旅行におきましては、現地でお話を聞いたり体験することは、非常に重要な意味があるとされております。また、今回もこの学校のほうとしては、この教育効果に鑑みて実施されてきたものとして思慮しております。

教育旅行の場合、旅行会社を通じて、いろいろな行程の手配が行われると聞いておりますけれども、今回の場合、この船の乗船については、旅行会社の手配ではなく、学校とこの船長の間で行われたというふうに聞いております。

今回の事故を受けて、このように学校が直接手配を行うケースがあるということや、実施される内容などについて、県として把握できてなかったことは課題だと受け止めております。今回の事故を受けて、このように、課題があることも明確になりましたので、今後は、県内の旅行会社などが構成員となってお

ります沖縄修学旅行推進協議会におきまして、情報を共有して、今後の課題や取り入れるべき対策などにつきまして、協議して議論していきたいと考えております。

以上となります。

○宮里洋史委員 今、沖縄県は把握していなかったというお話がありましたけれども、沖縄県の外郭団体、沖縄観光コンベンションビューローもサイトを通じて、様々な誘致をしております。その中で修学旅行もメインのテーマだと思っています。ビューローも把握していたかどうか、答弁をお願いします。

○前原芳観光振興課班長 コンベンションビューローさんも県と同じく連携して、修学旅行の誘致受入れに努めているところですが、ビューローさんも今回の事案については、直接手配していったりとか、こういった体験コースがあるということは把握しておりませんでした。

○宮里洋史委員 県の修学旅行ナビ、もちろん御存じだと思うんですけども、そういったサイトの中で、辺野古での活動が平和学習として紹介されていたことは認識されておりますか。

○前原芳観光振興課班長 今おっしゃっていただいた沖縄修学旅行ナビにつきましては、修学旅行ナビに掲載されているプログラム、全部で300件ぐらいあるんですけども、その中でも、平和学習に関する体験メニューは64件ございます。そのうち、辺野古の視察などに関するプログラムは3件登録されていることは把握しております。

○宮里洋史委員 修学旅行誘致担当部署及び関係部局は、当該船舶を用いた活動の実態を把握しておりましたか。

○前原芳観光振興課班長 先ほどの回答と重複するんですけども、今回のような体験メニューがあるということは、こちらのほうでは把握しておりませんでした。

○宮里洋史委員 今回、同志社国際高校が平和学習として海上視察を行うに至った経緯は、今現在県は把握していますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

前原芳観光振興課班長。

○前原芳観光振興課班長 お答えいたします。

基本的に修学旅行の行程作成についてはですね、学校と学校から請け負っている旅行会社さんのほうで行程を組むことが多いとされていまして、沖縄県において、この行程をですね、届出制とかでは特にはないので、事前にこういう行程でいきますというお知らせも特にいただいているものではないので、今回この船に乗る以外のグループ別研修についても事前に把握はできておりませんでした。

○宮里洋史委員 平和学習、県内各地でやっていると思いますけれども、県はどこまで関与してまた把握されていますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

前原芳観光振興課班長。

○前原芳観光振興課班長 沖縄県における修学旅行受入先として、平和学習のメニューを持っている事業者について把握しているかという御質問かと思うんですけども、先ほど申し上げましたとおり、まず、沖縄修学旅行ナビに掲載されている、平和学習を持っていらっしゃる事業者さんのことはもちろん、このサイトに載せる際には、事前に県及びビューローに申請した上でないとサイトに掲載することができないので、そちらについては把握しています。

また、沖縄県の修学旅行推進協議会の下に、いろいろ分科会がありまして、その中に平和学習分科会という分科会があります。これはこの平和施設だったり、平和ガイドさんたちが構成員となっていて、それぞれの課題の共有とかされる場になっているので、そういう方たちの活動されている内容についても把

握しております。

○宮里洋史委員 平和学習関連の経費、こういったものは修学旅行費に含まれているのかとか、県は把握されているんですか。

○前原芳観光振興課班長 修学旅行の経費にどこまで、その体験メニューが含まれているというのは、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、その行程だったり、この1人当たりの生徒にかかる予算というのを、県は個別に把握しているわけではないので、そこまで細かくは把握していないところです。

○宮里洋史委員 体験メニューとか、時期をずらしたら補助金があるとか、一括交付金で事業をされているものもあるんですけども、その受け取り先は、県は全部把握しているのか。

○前原芳観光振興課班長 今お話いただきました、修学旅行の需要分散化だったり、時期平準化のための登録メニューにつきましては、通常ですと事前に行程表とかは頂かないんですけども、この分散化のメニューを御活用される場合には、学校さんから事前にこの工程表をお示しいただいて、このメニューを追加で登録しますといったものが、事前に申請されているのでそちらについては把握しています。

○宮里洋史委員 県または関係団体が学校に対して、これまで市民活動団体等へのあっせん、紹介を行った事実がありますか。

○前原芳観光振興課班長 文化観光スポーツ部の修学旅行を誘致している立場からはそういったことはしておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員よりほかの部も含めて答弁するよう話があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 文化観光スポーツ部でもないということで、我々としてもそのようなあっせん等は行っていないということでございます。

○宮里洋史委員 あくまで修学旅行は文化観光スポーツ部ということでよろしいですか。

○前原芳観光振興課班長 沖縄県の観光のいろいろな、修学旅行以外に、クルーズでしたり、カップルアニバーサリーなどいろいろなコンテンツで誘客している中の一つが修学旅行というふうに認識しております。

○宮里洋史委員 県が修学旅行誘致に取り組んでいるのは、我々として応援しています。それに外郭のビューローさんもサイトもつくって頑張っているのを私たちも知っております。今の質問は、修学旅行関連に関して紹介とかは文化観光スポーツ部だけでやっているのですか、他部局はないのですかということ聞いています。紹介も含めてですよ。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
前原芳観光振興課班長。

○前原芳観光振興課班長 修学旅行を担当しているこの観光部署以外にも、例えば観光のほうで、修学旅行としてこういった施設をとか、こういったメニューを紹介できないかという質問や紹介の依頼などがあつたときには、庁内でまた適切な部署があつたら紹介していることにはなります。

○宮里洋史委員 同志社国際高校以外にも、これまで修学旅行の名目で、児童生徒が抗議船への乗船を行っていた事実はございますか。

○前原芳観光振興課班長 今回初めてこのような事案を把握したところなので、これまでにこういったことがあつたかというのも、同じように把握はしておりません。

○宮里洋史委員 予算特別委員会での知事の発言に対しての確認なんですけれども、知事はこれまで、こういった人たちが船に乗っているのは知っている旨の答弁をしていました。詳細については答えておりませんが、今文化観光スポーツ部は今回初めて把握したとおっしゃっていましたが、もしかすると辺野古新基地建設課であったり基地対策課、知事公室は、そういった実態はそちらのほうがもしかしたら詳しいかなと今思ったんですけれども、知っていましたか。

○溜政仁知事公室長 知事公室としましても、特に修学旅行でそのような船に乗っているということについては把握していなかったというところでございます。

○宮里洋史委員 修学旅行ではなくて、私は今児童生徒、10代の方がこの船に乗っていたことを知事公室として知っていますかという質問です。

○溜政仁知事公室長 はい、広く、児童生徒がそのような船に乗っていたということは、我々としては把握はしていないというところでございます。

○宮里洋史委員 県が実施、関与する平和学習についてなんですけれども、関係団体に対してどのような連携を取っておりますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

照屋真子平和・地域外交推進課長。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 知事公室で行っております平和学習につきましては、今関係団体とおっしゃっているのは今回のへり基地反対協議会を含めたところかと思うんですが、今県が連携してやっている事業というのはないというふうに認識しております。県が実際事業実施するに当たっては、委託事業として平和を啓発する事業ですとか、そういったことをしておりますのでその関係団体と一緒に県が実施するというスキームはちょっと想定されないというふうに考えています。

○宮里洋史委員 修学旅行なんですけれども、平和学習の実施団体の選定基準とかありますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

前原芳観光振興課班長。

○前原芳観光振興課班長 沖縄修学旅行ナビに掲載されている体験プログラムなんですけれども、こちらまず事業者からの申請を基に掲載を行っているところです。その掲載に当たっては、過去に修学旅行生の受入れ実績があり、体験プログラム内容に関して疑義がないことを県やビューローさんと一緒に確認しているところです。また、安全性に関しましては、地域の観光協会の賛助会員に加盟している、または市町村及び観光協会と緊密に連携している事業者であることを前提としております。また修学旅行ナビに新規で登録される事業者とか体験プログラムにつきましては、県やビューローの職員が現地でそれを体験するなど、内容確認を行う場合もございます。また政治色が強い体験プログラムを掲載しているという認識はございません。

○宮里洋史委員 海上から工事現場を見る行為が平和学習としてどのような教育的効果を持つと考えておりますか。

○前原芳観光振興課班長 この海上でこの船に乗ってのこの平和学習についてというところなんですけれども、ちょっと先ほどの答弁と重複しますけれども、教育旅行においては基本的にこの現地において、話したり聞いたりするという体験も重要なことだと考えておりますけれども、今回につきましては、旅行会社の手配ではないということと、安全性が確認を取れていたか分からないようなこの船に乗船してというところは、一般的ではないというふうに認識しています。

○宮里洋史委員 もしこれを県が把握していた場合、修学旅行として推奨はしていないということで確認してよろしいですか。

○前原芳観光振興課班長 はい。これを事前に認識していた場合は、県としては推奨することはいたしておりません。

○宮里洋史委員 始めの答弁でありました。今回のことを経て、修学旅行に対して、どういったところに行っているのかをさらに把握して、安全基準をしっかりと設けていくということは、県としても部局としてもそういう認識でよろしいですか。

○前原芳観光振興課班長 先ほどもお話ししましたとおり、沖縄修学旅行推進協議会という、県内の修学旅行受入れ関係事業者で構成する会議体を持ちまして、この課題について話し合っ、またこの調査結果を待ってからもなるんですけれども、また再発防止に向けて受入れ業者に、何ができるかというところも検討してまいりたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 少しずれていたのでもう少しだけ、今回修学旅行の安全性の確保というのが大きな課題だと思うんですね。これまで特に沖縄というのはマリインレジャーというのが非常に注目されている状況の中で、こういった海の事故というのは非常に起こり得るといえるか、こういったリスクというのをやはり把握しながら、県としても周知しないといけないのだと思います。その中でですね、これまで過去に修学旅行によって事件・事故に巻き込まれたケースというのは沖縄県で把握していますか。

○前原芳観光振興課班長 過去のこの沖縄修学旅行における事件の内容だったり件数といったところは、把握しておりませんでした。

○玉城健一郎委員 やはり今のこういった受け入れるという体制からしてみたら、こういった修学旅行にあって、こういったケースで例えば事故に巻き込まれたり、事件に巻き込まれたりというのを把握していく必要があると思うんですよ。そういった点についていかがでしょうか。

○前原芳観光振興課班長 今回の件を受けまして、また、昨年10月なんです

けれども、ちょっと事故とは少し違うんですけれども、集団で沖縄修学旅行の食中毒の事案が発生したことがありました。このときも速やかに、県やビューローや、関係団体などで情報収集した上で、学校に訪問に行くなど対応に当たったところでもありますので、今後もこのような再発防止の意味も含めて、やはりこの事案の内容の確認ですとか、この事例の内容の今後の収集やこの引継ぎなどについて検討してまいりたいと思います。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしくをお願いします。やはりこういったこの修学旅行というところで、学生さんたちも非常にこの気持ちが高ぶっているというかテンションが高い状況の中で、今回の事案に限らず様々なことに巻き込まれるということはやはりあり得る話ですので、ぜひともそういった対策、こういったケースがあった場合、これに対しては学校側にも伝えていく必要があると思いますので、そこはぜひ検討していただきたいと思います。

この沖縄観光も全体、修学旅行も含めてなんですけれど、沖縄観光によって今最近のレジャーの、特に海のレジャーに対して条例ができたりというところで、おのおの大人だったらそういったリスクを大人として引き受けた上でやっていると思うんですけれども、どうしても子どもは未成年ということになると、自分自身で判断がまだまだおぼつかないという状況の中で、修学旅行というのはやはりそういった判断というのを、学校とその事業者だったりもしっかりやっていく必要がある。それに対して県としてはそれをしっかり指導していく、そういった立場としてあると思いますけれども、その点について沖縄の、特に海の危険についてのリスクについてはどのようにこの修学旅行において周知されているのか、知っている範囲でお願いいたします。

○前原芳観光振興課班長 お答えいたします。沖縄修学旅行ナビというサイトが先ほどから話に出ているんですけれども、そのサイトの、トップページの下までスクロールしていくと、これも県がビューローに運営委託しています沖縄物語というサイトのリンクが張られています。この沖縄物語に飛んでいただきますと、この海の安全に関する注意喚起のお知らせなどが掲載されているので、そこをもって周知していると認識しています。

○玉城健一郎委員 分かりました。このように、いろいろなところで一応やってはいますし、CMだったりとかそういったところもやってはいると思うんですけれども、いま一度先ほどありました、事件・事故に対しても、こういった事案があったとかそういったものもしっかり例示しながら、ぜひそこを修学旅

行だったりとか旅行者に対して周知して、こういったことがないように、再発防止策を取っていただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○前原芳観光振興課班長 修学旅行もそうなんですけれど、もちろん一般の観光客に対してもやはり安全・安心の受入れ体制というのはやはり最重要というか、一番の要だと思いますので、そのように今後進めてまいりたいと思います。

○玉城健一郎委員 はい、ありがとうございます。今回の先ほど修学旅行推進協議会において、今回の事件が今捜査中で段階がある中で、これが詳細が分かった後にこの対応を行っていくのかだったりとか、そういった方向性を決めていくとは思いますが、ぜひ今回の事故に関して、やはり平和学習中に起きたというのは非常に重く受け止めたいですし、1人の若いお子さんと、そしてまた船長さんが亡くなったということは非常に大きな衝撃も、私自身もまだまだ受け止めきれないというか、非常にきつい気持ちでやりながらやっているんですけれど、ぜひともこういった協議会において、こういった事故というのを未然に防いでいく、なくしていくという取組をぜひやっていただきたいんですけれど、いかがでしょうか。

○前原芳観光振興課班長 沖縄修学旅行推進協議会は、例年ですと年に1回、2月に開催されるものなんですけれど、やはり今回の事案を受け臨時で開催を検討しております、今月中に臨時で開催して、現時点で分かっている情報を県内の関係事業者さんに周知して、またどういったふうな対策が取れるのかというのを含めて検討してまいりたいと思います。また、この調査結果などがまた明確になってきた頃にも、再度またそういった協議会などを通じてですね、また再発防止や今後の対応としてどういうことができるのかというのを引き続き検討してまいりたいと思います。

○玉城健一郎委員 本当に修学旅行というのは、沖縄を知ってもらうという中で将来この子たちが沖縄で仕事をしたりとか、もしかしたら移住をしたりとか、また沖縄の持っている課題についてやはり考えてもらう大きな学習の場だと思います。ぜひとも修学旅行というのを大切にしながら、この将来に向けてできていけるように、安心・安全の修学旅行をつくっていくために全力で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 教育旅行のほうは修学旅行ですね。これ沖縄県もコンベンションビューローも一緒になって進めておりますよね。今回みたいな事故が起きた場合には、やはり大変な大きな損失になるんですよね。これで沖縄に対する修学旅行が減ったり、そういったものになってくると、私はこれ大変な問題になると思っておりますし、そういった中では、先ほど沖縄修学旅行ナビのほうにも、辺野古の講話とか、それは平和学習の中に入っていますよね。だからその中で、どのような形で紹介されておるのか。これ県のほうは御存じですか。

○前原芳観光振興課班長 先ほども申しあげましたけれども、この沖縄修学旅行ナビには、全部のプログラムのうち、平和学習が64件のうち辺野古に関するプログラムが3件登録されているところです。そのうち1つの事例をとり挙げますと、こちらについては、辺野古大浦湾の環境基地建設についての講話というところで、このプログラムの内容なんですけれども、この辺野古大浦湾を埋立てて、アメリカ海兵隊の飛行場をつくらうとしている工事を大浦湾側の瀬嵩の浜から見学し、基地建設が及ぼす住民の生活の環境と、自然環境への影響、またこれまでの建設をめぐる経緯をお話ししますというような内容になっていますというところは承知しています。

○大田守委員 修学旅行、体験学習が1番大切なんですよね。そういった中で、しかし、子どもたちに安心・安全のこの場所はしっかり確保しないといけない。修学旅行ナビを見ても、講話がほとんどなんですよね。体験というかそれはもう浜側に立っての体験とか、それくらいになっておりますけれども、今回、海上からの体験というのは、県のほうでもう本当に全く、確認していなかったということではよろしいのでしょうか。

○前原芳観光振興課班長 はい。事前に確認できておりませんでした。

○大田守委員 この体験等も普通であれば民間の事業者の皆さん方が、プログラムを組んで、学校側と一緒にやると思うんですよね。糸満のほうのGammaで、体験で前は使っていたんですが、落石の危険性があるということで、民間事業者もここは今やっていないんですよ。でも、こういった実際活動してい

る中で危険なものがあると、県のほうはこの調査とかこれはやられていますか。指導ができるかどうかは分からないですけど。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 修学旅行に限らず平和学習などを行っている民間団体ですとか行政も含めて、いろいろな主体で様々されているかと思いますが、ガマに限って危険性を今、県が把握しているかというところなんです。そういった調査などは行ってないというふうに認識しておりますけれども、そういったガマが危険性があるという情報は承知をしておるところです。

○大田守委員 そうですね。やはり民間事業者のそういったプログラムの中に行政として入っていくことはちょっと無理だと思うんですよね。だからこそ、安心・安全はコンベンションビューローを中心として、年に1回、先ほど話があると言っておりました。そういった中で、今回のこの事案に関しては、この海上からの見学体験活動に関しては、この事案の話合いの中に出ておりましたか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 先ほど答弁補足しますが、話合いとかそういった、危険なガマの存在を承知しているということになりますので、今後、こういった実態を関係団体にも確認できたらというふうには考えているところですよ。

○大田守委員 答弁がちょっと不足したんですが、今回のこの事故が起きました。こういったリーフより外に出たの体験に関しては、こういった議案研究とか、その年に1回の集まりの中で出ておりましたか。

○前原芳観光振興課班長 お答えいたします。沖縄県修学旅行推進協議会の中ではこのようなガマでしたり、そういった危険性のある施設があるよというような共有はございませんでした。

補足なんですけれども、沖縄修学旅行推進協議会の中の5つの分科会設置していると先ほど申し上げたんですけども、その中に平和のガイドや平和施設が集う平和学習分科会というものがありますけれども、その中でも特にこの施設の危険性などについては話が出ることはなかったと認識しています。

○大田守委員 民間の活動の中に、なかなか行政が入っていけないと思います。一定の事業者の方も、くるぶしから下には海につけるなど最初からそう

いった形の話をしてやっているところもあります。ただこれ行政の指導でも何でもないんですよね。基本的に事業者の民間の活動の中の一環だという形で私は承知しております。でも、やはり今回みたいな事故が起きれば、沖縄県の推進している修学旅行、そして平和学習、これに対しては相当な痛手になると思うんですよ。だからこそ、今後こういったことがないように、やはり年に1回こういった集まりがあるのであれば、各事業者の皆さん方に、大体どういったものをやられておりますかという、それぐらいの確認をしながら、危険性があるのであれば調査したり、それは私は県のほうとしてコンベンションビューローを使いながらやるべきではないかなと思っておりますけれども、これぜひともよろしくをお願いします。

○前原芳観光振興課班長 今お話がありましたように、年に1回もしくは数回集まるこの協議会などの場において、そういった危険性も踏まえて、事前にこういった議題の提出も依頼していたりするので、そういったところを事前に施設の劣化ですとか、危険性があるものについて、共有できるような環境をこの協議会などの場につくって、またそれで課題解決に向けてどのようなことができるかというところを、話合いの場で検討していきたいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 質疑に入る前に、委員長。知事公室と文化観光スポーツ、あるいはまた平和学習ですので、関連する皆さんも、補助答弁者として一緒に同席できますかということで、今日開かれていますと思いますけれど、これは皆さん関係者がそろっているってことで理解して質疑をしていいですか。

○西銘啓史郎委員長 大丈夫です。どうぞ進めてください。

○島尻忠明委員 まずこの平和学習ということでの今回の事案なんですけれど、平和学習としての県の定義というのはどういうふうなことを定義をしますか。教育部門も含めて、関連する部署は答弁をお願いします。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 教育庁の教育行政も含めてという答弁というのは……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より教育庁は同席していない旨説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

照屋真子平和・地域外交推進課長。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 知事公室のほうで平和学習を行っているところなんですけれども、これに関しては沖縄戦の実相ですとか教訓を正しく次世代に継承するため行っているものでして、具体的には、児童生徒を対象としたワークショップで戦争の悲惨さを伝えたりですとか、国内外の学生を対象として共同でお互いの歴史的背景などを学ぶとか、そういった事業をしております、またさらに次世代に継承していくというのは大変重要ですので、後世に伝えていく語り継ぎ手の養成講座、こういったことをしております、こういったことを通じて平和を希求する沖縄の心をつないでいこうということで取り組んでいるところです。

○島尻忠明委員 その中でこの辺野古の埋立てを見せることはこれ平和学習に該当すると皆さんは認識をしていますか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 知事公室が行っている先ほど御説明した沖縄戦の実相と教訓というところの次世代継承の観点で様々な事業を行っているところではあるんですが、我々の事業の中で辺野古視察というプログラムはございませんので、そこが今平和学習に含まれているかという観点で言えば含まれていないというところです。

○島尻忠明委員 定義は聞きましたので、そこは入っていないのは私は理解しますが、今回辺野古移設を見せるということはさっき答弁していますので、これは平和学習に該当するというで思っていますかということ聞いています。

○西銘啓史郎委員長 もう一度答弁。照屋課長。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 実施している事業の中での平和学習の中に辺野古視察は含まれておりませんので、そういう答弁でよろしいでしょう

か。

○**島尻忠明委員** それはすごく当たり前なんですよ。やはりこれまでの大戦のいろいろなまた、関連施設とか、そういったものは、答弁があってもこれはすごく当たり前だと思うんですよ。委員長、今日、平和学習、修学旅行ですので、なぜ教育部署が来ていないかというのを、私は納得できないんですよ。

○**西銘啓史郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、今回執行部で補助答弁者を選定したことを確認。)

○**西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○**溜政仁知事公室長** 今回の議題、課題が辺野古沖の船転覆事故に係るものということであったので、今回このような構成で説明をしているということでございます。

○**島尻忠明委員** 公室長、これが皆さん全く認識はないですよ。平和学習で修学旅行ですよ。学校を通して来ているんですよ。この平和学習は、知事公室だけで賄うものですか。これ例えば学校でもその時間設けているでしょう、平和学習。小学校、中学校、高校。

皆さんのこの感覚が全く分かりません。平和学習、修学旅行ですよ。まずこの辺の感覚が私は計り知れないですけれど、公室長どう思いますか。

○**溜政仁知事公室長** 今回の事故につきましては修学旅行の平和学習によってこのような事故が起こってしまったということで、文化観光スポーツ部のほうからも補助答弁をお願いしているところでございます。

○**島尻忠明委員** これはこれからまた、ほかの機会を捉えて、私はこれ大変な大きな問題だと思いますよ。問題意識の持ち方として。普通考えられないですよ。事故が起きた、その前に皆さんがそういうことを勉強したいということで、因果関係あるわけですから。大きな今回の大変痛ましいこの事案というのは、それを目的で来ているんですよ、平和学習。それ修学旅行だよ。これ問題意識を全く持っていないというふうに私は理解をいたします。

そこで、先ほど辺野古に関しては、平和学習では、県ではやっていないということなんですけれど。本当はこれ、教育委員会がいれば教育部署が関係者で答弁いただきましたかったんですけれど、この辺野古に抗議している皆さんのところ、こうやって平和学習の場としてやっているということは、教育の公平性から見ると県でもこれは想定していないんですよ。そういうものから考えて、もし答弁できるのであれば、公平性の関係からどう思いますか。どなたからでもいいですから答弁いただきたいと思います。中立性も含めてね。

○溜政仁知事公室長 今回のまず事故につきましては、平和学習に係る海上案内において発生したものであるということです。抗議活動中の事故ではないことを、第十一管区海上保安本部に確認しているところでございます。また、平和学習については様々な主体によって企画実施されているものと承知しております。そのため、その在り方については特定の見解を述べることは差し控えたいと考えております。

○島尻忠明委員 公室長、誤解がないように言いますけれど、抗議活動ではなくて抗議活動をしている人がこれちゃんとマスコミに載っていますよ。この方々が、平和学習なんかでこれやっているんですよ。だからその辺を聞いていると、抗議活動自体はこれはいろいろな思いがあるから。立場があるから。そこを言っているわけですよ。私が言っているのは。

○溜政仁知事公室長 繰り返しになりますけれども、それぞれの学校で平和学習について様々な考え方をお持ちだと思います。その主体によって、企画実施されているというふうに考えておりますので、県として特定の見解を述べるということは差し控えたいと考えております。

○島尻忠明委員 修学旅行向けのカリキュラムというんですか。修学旅行者向けのカリキュラムに関するガイドラインというのを皆さんつくっていますか。

○前原芳観光振興課班長 県外からの修学旅行を受け入れているものとしましては、基本的にはカリキュラムとかガイドラインは、今までこの安全性のことも含めておっしゃっているかと思うんですけれども、特にそういったガイドライン的なものの策定とかはしておりませんでした。

○島尻忠明委員 先ほど、ほかの委員からも質疑がありましたが、以前に修学

旅行中に交通事故にあったという事案もあります。いろいろなものがあって、やはり私はカリキュラムが皆さんのところに、我々が質疑している以外の意見も届いていると思うんですけど、その必要性は改めて考えていないんですか。

○前原芳観光振興課班長 やはり安全・安心で受け入れるというのは大前提の条件だと思いますので、先ほどから申し上げているんですけども、修学旅行の推進協議会でしたり、またほかの関係団体さんとの会議の場などでもって、こういったガイドラインの策定につきましても含めて協議して、また、協議会に参加・加入されていない県内事業者さんもたくさんいらっしゃいますので、そういった県内事業者さんたちにも、こういった形で広く周知が行き渡るかというところは、今後の検討の材料としたいと思います。

○島尻忠明委員 ぜひ、しっかりそのガイドラインを含めて、私は作成をしたほうが良いと思いますので、この関係団体ともしっかりと協議をして、こういった事案が、この事案だけではなくて、いろいろな平和学習あるいは修学旅行の中では課題があると思いますので、その辺を密に連絡協議会するにしても、その指針となるものがないと、なかなかそれが実になることはないと思いますので、ぜひこれは検討をお願いをしたいと思います。

この事案大変痛ましい事件なんですけれど、私はこれマスコミ等々に載っておりますから言いますけれど、へり基地団体協議会が管理をして、そこからこういった船を出しているということなんですけれど、私が思うに、この方々会見、見たんですけど、全く誠実さがないと思うんですよ。ボランティアでしたから、何も頂いていません。船も未登録、補償もなし。テレビから見たんですけど、この高校生の皆さん、スカートで船に乗ったりとかですね、本当に皆さん今何回も各答弁者、安心・安全が修学旅行平和学習の原則と言っているんですけど、私も離島で船によく乗りますけれど、あんな格好、スカートですよ。この辺も考えて、これはしっかり対応して乗せるべきだったと思うんですよ。しっかりと対価も払っていると言っているんですけど、大人ですから、それを責任を持って子どもたちを乗せているわけですから、最初から僕はしっかりと誠意を持って、お話をしてくれなかったのは大変残念であります。事故は事故、事案は事案なんですけれど、そのあとの対応の誠実さが、全く伝わらない。先ほど公室長も言ったけれど私は本当に同じぐらい思っていますよ。やはり皆さんは、この事案に対して、修学旅行の子どもたちをあの環境、服装も含めて、乗せたことに関してはどう思います。率直な所感でいいですけ

れど、私はあり得ないと思うんですけれど、皆さんはどう考えていますか。

○溜政仁知事公室長 第十一管区海上保安本部等によれば、波を受けて転覆したと見られるということで、詳細については調査中ということですので、我々として予断を持ってお答えすることは差し控えたいと考えております。

○島尻忠明委員 公室長、それは当たり前ですよ。私が言っているのは、ああいう船に乗る服装ではないんですよ。普通はああいうものを気をつけて、乗るべきなんですよ。ですからそこを、これはもう現実もそういう服装で乗っていて、ですからスカートとか、岩に当たりけがしたり、これももうすごく当たり前の話なんです。ですから、安全性と皆さん答弁しておりますから、安全性の観点からも、こういうふうに乗せた船の管理者は私は大変軽率だったと思っていますけれど、その件についてどうですかと聞いていますから、私は事件の調査のこと聞いていません。今あるがままの話をしていますので、あれを見てどう思いますかと聞いていますから、その辺を率直に答弁をいただきたいと思います。

○溜政仁知事公室長 繰り返しになって恐縮なんですけれども、我々も報道等を見て様々なことがあるという報道があることは承知しております。ただ、現在海上保安本部等で調査をしておりますので、その具体的な内容については、コメントは差し控えたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 公室長、あなた全く子どもたちのことも考えていない。私は事件のこと言っていないよ、ああいうふうに乗る服装、私はあり得ないと思うんですよ。その件についてどうですか。これ容認している、安全性という答弁しながらああいう服装でああいうことやってもいいということで私は受け止めますけれど、それでいいですか。これ公室長の考え方は。

○溜政仁知事公室長 ですので、当時のどういう状態だったのか等も含めて現在調査中だということで承知しておりますので、今のところ、コメントは差し控えたいということでございます。

○島尻忠明委員 全く答弁になっていません。私は、作業をするときの工事現場でも安全のためヘルメットとしないとか、すごく当たり前なんですよ。この子たちは今まで船に乗ったことないかもしれません。特にああいう船に。

しっかりとこの管理者が教えてあげるのが筋じゃないですか。全くあなた、公務員としてこの答弁に僕は許せないですよ。安全性の先ですよ。こういう安全性を確かめてやるわけですから、あの格好を見てもそれでも何とも思わないという人は、私はもう公室長としても認識が物すごく低いと思いますよ。ただ安全性を確認するために言っているだけの話なんですよ。全く私には考えられません。

そこで、その当時は波浪注意報も出ていました。やはり管理者としては、この子どもさんたちを、危険性のあるところに連れていくというのは私はいかかなものかと思うんですよ。やはり、子どもたちを安全性から、回避するためにどうするかというのを、考えてやるべきだったんですけど、私は、これ海岸での平和学習という答弁もありましたが、船に乗せるということはないとは書かれていないんですよ。ですから多分その場の勢いかどうか分からないんですけど、乗せたと思うんです。なぜ自分たちが日頃からやっている活動を見せるというのも、私は一端にあったのではないかなと考えているんですけど。

最後に、公室長、このような事案が起こらないためには、公室長として、危機管理部門を掌握している者として、どのように対策を考えていますか。

○溜政仁知事公室長 今回の事案は、こういう最悪のケースになってしまったということは、本当に我々としても重く受け止めているところでございます。こういう事故等の防止については、やはり修学旅行等も含め、海難についても安全・安心ということを最優先に考えて活動することを皆が肝に銘じて活動することが肝要であろうかと考えております。

○島尻忠明委員 全く対応策はないということで理解します。美辞麗句だけ言っても困りますよ。これは私でも答弁できます。もうちょっと所管があるんですから、法令遵守とか、しっかり決まりを守る、それぐらいの言葉が出てくるのかなと思ったら全く、感覚が最初から質疑していますけれど、分かりませんね。

いずれにしろ、平和学習、修学旅行そして一般の観光客の皆さん、沖縄を大好きで来ている皆さんにとっても、今回の事案を大変沖縄のイメージを著しく損ねたというふうに、私は思っていますよ。ですから、おうむ返しのように公室長は事案が進んでないから答弁できないということなんですけれど、これ所管委員会ですから、ぜひこのまた事案がいろいろな捜査等々も含めて出てきましたら、しっかりと総務企画委員会でも報告、そしてまたいろいろな質疑も出

てくると思いますので、その件についてはどう思いますか。

これから出てくる中において、しっかりと総務企画委員会でも報告するということがいかがですか。それとももうしないで終わるんですか。

○溜政仁知事公室長 我々としても引き続き情報収集等は進めてまいりますということで答弁させていただいたところでございます。何か動き等がございましたら、適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 公室長、あなた今笑っていたけれどさ。今笑っていましたよね、答弁する前に。何を笑っていたの。いや、だからこれで終わりなのかと聞きましたが、私は継続してこれ報告するべきかと聞いたんだよ。だからもう終わりなのかって何でそこで笑うの。こんな事案で笑うなんてとんでもないですよ。まずは笑った心境を教えてください。僕は考えられないです。人の生命がかかっている、今審議しているんですよ。

○溜政仁知事公室長 大変申し訳ございませんでした。我々としてもこれで終わりというつもりではなかったもので、そのようなことになって大変申し訳ないと思っております。今後とも動きがございましたら、我々も情報収集に努めますので、その際議会等に対しても適切に対応したいと思います。失礼いたしました。

○島尻忠明委員 これ私に謝るものではないんですよ。亡くなった方々、事件現場に巻き込まれた方々に謝るべきですよ。もう一回答弁お願いします。この笑いは許せません、僕は。大変な事案なんですよ。笑いで済ませるような、これを審議しているんですが我々は、私に謝る必要ないですよ、これ。事件に巻き込まれた皆さんにですよこれ。よくこんなことが笑いながら議論ができますね。

○溜政仁知事公室長 大変失礼いたしました。そういうつもりではなかったところでございますが、引き続き適切に対応してまいります。大変失礼いたしました。

○島尻忠明委員 今日、時間もありませんけれど、私は委員長に申し上げたいのはですね。こんなんじゃ、これからの沖縄県の平和学習、これはしっかりやっていたらいいという思いはひとつですよ。こういう審議の仕方ではできません

るので、私は引き続き総務企画委員会でもこの件についてはやって、本当に今日で、または次はぐらいと書いていたが、全く誠意がないんですよ。これ私だけでなく見ている人みんな僕はそう思っていると思います。そうしないとこの事案に巻き込まれた人たちの思いを皆さんに、県議会として報われませんよ。ですから私はこれ、この当委員会で引き続き公室もそう答弁がありますから、委員会で私は何かまた動きがありましたら報告をして、やっていただきたいというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 僕は別のところから聞いてみたいと思います。今沖縄1000万人とも来ている観光客の何%ぐらいが修学旅行なんですか。

○前原芳観光振興課班長 直近の、沖縄県の入域観光客数は令和6年度になりますけれども、観光客数全体では955万2700人となっています。そのうち、修学旅行に訪れていただいた人数としては、35万8521名となっています。割合については今3.3%となっております。

○呉屋宏委員 観光や修学旅行対象にして頑張っておられる皆さんが、今回の事故について、これ全国で放送されている。これについての影響というのはどのように考えているか。

○前原芳観光振興課班長 今回の件につきましては、尊い命が失われるという痛ましい事故が発生したことに関しては、お悔やみ申し上げたいところなんですけれども、この修学旅行というのは、一生の思い出となり、楽しいはずの沖縄修学旅行になるはずだったんですけれども、今回このような事故が発生したことを、沖縄県への修学旅行を誘致している立場から非常に重く受け止めているところです。今回、事故の原因についてはまだ調査中というところなんですけれども、県としましては、二度とこのような悲惨な事故が発生しないように、修学旅行における安全管理体制や受入れ体制の再点検を関係団体等と連携して進めてまいりたいと考えております。また、県内の関係事業者等で構成する沖縄修学旅行推進協議会においても、この内容について共有しまして、この課題について県としてどういう対応が可能なのかというところを検討してまいりたいと考えております。

○**呉屋宏委員** 今あなたが言ったとおりなんですよ。一生のうちで1回、修学旅行に友達、級友と一緒に行って楽しいはずの思い出づくりが、これで苦い形になってしまった。恐らくそこに同席をしていた子どもたち、あるいは学校の皆さん、関係者の皆さん、ましてや御父兄の皆さんも含めて、本当にこの1つの事故がみんなに与える影響というのは物すごく大きい。だからそこから僕は今質問しますが、この当該船舶はどのような許可をもらって、どのような届出をされてやられているのか、僕そここのところがよく分からない。これ誰が答えるの。関係者を呼んでいるんでしょ。船の免許に詳しい人は来ないの。

○**古堅宗一郎危機管理課長** 委員お尋ねのところですが、我々も船についてもろもろ報道等で、例えば内航一般不定期航路事業として国へ登録すべきではなかったのか、それが未登録であったですとか、いろいろ疑義というか、ここが何か不適合であったんではないかというような表現で話題となっていることは承知しております。

ただ、その辺も含めて、国土交通省の事故調査委員会あるいは第十一管区海上保安本部に照会をかけているんですが、まだ今調査中なので正式にこういうところがまずかったみたいなことの回答はただけておりませんので、県としてこういう認識ですということは申し上げるのは難しいです。調査結果が来ましたらそれも報道されると思いますけれど、県がはっきりと承知した時点で提供なりをしたいと思います。

○**呉屋宏委員** 僕は冒頭話しましたよね。この学校でこの友達の皆さんが、こういうことを確認されないままに、修学旅行という事業を受け入れている。ここが一番の問題点だと僕は思っているんですよ。だから、これを例えば観光の皆さんに聞きますが、これ年間どれぐらいこの船が出ていたの。こういう事業はどれぐらいやっているの。

○**前原芳観光振興課班長** 先ほども答弁いたしました。今回のような船に乗って出る平和学習のプログラムの存在を把握していなかったところもあるので、これまでの回数とかそういったことについても把握していないところですよ。

○**呉屋宏委員** これだけ修学旅行を推進していて、こんな状況でやられているということが、まず県は責任を感じなければいけないのではないかと僕は思う

んだよ。だから、さっき言ったように一生で1回しか起こらないこの修学旅行で、この実態をね、そこから来ているんじゃないのかな。もともと分かっているんだったら何らかの対処はしていたはずなんだよ。だけど、この船に何名乗って何回ぐらい1年間で出ているのかも分からない。そもそもこれがあったこと自体が分からない。修学旅行が来てくれたらうれしいけれど、何名来たねとあなた方は喜んでいるかもしれないけれど、その充実さがどうだったかというのは全く調べていない。だから、これは観光の在り方というのをもう一回根っこから僕はやるべきだと思う。こういう、違法だとは言わないけれども、もしここに疑義があるのであれば、少しでも早く止めるべきだったよね。終わった後だからもうこんなことしか言えないけれども、私はこういう不幸な事故というのは、これからも起こってはもらいたくない。それをもとにして、もう少し聞きますが、これ事故は何時何分にあったんですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 県のほうで覚知した時点で3月16日月曜日の10時10分、この事故が発生したと聞いております。

○呉屋宏委員 そこで知事公室が中心だと思うんだけど、これ、救急車に乗せて病院に着いたのはどれぐらいか。救急車が来るのはどれぐらい後なのか。

○古堅宗一郎危機管理課長 今、委員お尋ねの消防車に負傷者等を乗せて病院に到着した時間等々は今の時点で把握しておりません。

○呉屋宏委員 皆さんはこのお二人が亡くなられた時間は分かれますか。

○古堅宗一郎危機管理課長 お答えいたします。第十一管区海上保安本部からの情報によりますと、お一人が当日の午前11時50分、意識不明の男性1人の死亡が確認されましたという記録がございます。もう一人については、同日の午後12時29分。意識不明の女性1人の死亡が確認されましたという記録がございます。我々で承知しているのは以上です。

○呉屋宏委員 なぜ僕はそういうこと聞くかということ、この船舶で修学旅行生を乗せて、もしここに事故があったときの連絡網はどうなっていたかということは、どこが把握するのか。観光が把握するの。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

前原芳観光振興課班長。

○前原芳観光振興課班長 今回の事案に限ってなんですけれども、修学旅行のグループ別研修での事故ということで、報道で聞いたところによると、この引率の先生もいらっちゃってというところなんですけれども、通常ですとそういう学校の修学旅行の一環で事件とか事故などがあった場合は、先生を通じて、緊急連絡先に連絡するものと認識しております。

○呉屋宏委員 報道ベースでしか分からないけれど、船が帰って救急車が来てからしか担任の先生が分からなかったというけれど、これどういうことか。本当なの、これ。

○前原芳観光振興課班長 すみません。把握していません。

○呉屋宏委員 もう一つ大事なところを聞きましょう。この事業者、12名乗りが11名乗っていたから定員は大丈夫だったとか、10名乗りが9名だから定員オーバーしていなかったとかというのは報道で僕は見たんですけれど。この修学旅行の事業自体は、船主とそこの契約なのか。それとも何か団体があって、そこに所属している船が5つも6つもあって、そこから出てくるのか。それともこれ、船主が事業者なのか、新聞読んでもテレビを見ても、ここら辺がよく分からない。

○前原芳観光振興課班長 一般的なこの修学旅行の行き先を決めたりというのは、学校と基本的には旅行会社さんのほうで相談の上で決めるというふうに聞いています。ただ、今回のこの船の事案については、この学校が個別に船主さんと調整した上で実施していたというふうに認識しております。

○呉屋宏委員 ということは、個々のつながりで船を出したということではないの。それでどこそこ事業所とか、どこそこ株式会社とかいうのがあって、そこの契約になっているのか、そこら辺がしっかり答えてほしいんだよ。

○前原芳観光振興課班長 繰り返しになりますけれど、報道で知り得たところだと学校の会見を拝見しましたところ、校長先生において、直接船主さんとこの学校の先生とでやりとりをして実施が決まったというふうに聞いております。

○呉屋宏委員 今亡くなられてこれが大きく問題になっているんだけど、例えばこの船は亡くなられた方々の中で、特にお二人亡くなっているうちの1人が修学旅行生だということで、この船は保険なんかは入っているの。そういうことも皆さん観光は全くチェックしないの。

○前原芳観光振興課班長 今回の保険について、取扱いの旅行会社さんに問合せしてみましたが、情報管理を徹底されているので、調査中というところもあるかと思うんですけれども、この内容については、教示いただくことはできませんでした。

○呉屋宏委員 僕は、この問題はここだけで終わる話ではなくて、観光の在り方というものをもう一回見直さないと、僕は去年なんかもうしょっちゅう水難事故で亡くなったという痛ましい事故ばかり見てきているわけですよ。だから、この議会で県警が水上レジャーの件を出してきたんだけど、こういうところをしっかりとしなければ、特にあなた方が使っているのは団体ですよ。個人で来たメンバーではないのよ。ということになるとこれはまた、県外への影響が物すごく大きい。せっかくここまでいい形で持ってきている沖縄の観光が、また崩れていくんではないかというところは、非常に危惧しているんですね。これは水上安全条例がつくられた部分については、物すごいもう一回、修学旅行の在り方というのは観光コンベンションビューローを中心にして、観光の在り方というのは僕は問いかけるべきだと思うんだけど、あなた方どうするつもりでいるの。

○親富祖英二観光振興課長 今御質問のありましたところですが、観光部としても今回の把握できていなかったところが1番の課題だと思っております。どういった修学旅行がどういった関係で事業者さんと契約を結んでやっていたか、これまでの形でいきますと、先ほど班長からも答弁させていただいたんですけれども、旅行会社との間に入って、学校と旅行会社、そして現地の事業者というところの形がありまして、旅行会社のほうで基本的安全性とか確認した上で、旅行プランというのがつけられて、それに見合う保険ですと

かそういったものが設計されていくのが通常となっております。

ただ今回、私どももこの事件が起きて初めて把握したところがあって、把握できていなかったところがこの観光誘致して受入れをしている沖縄県の立場としても課題であったと非常に強く認識しております。

これは所管の委員会でも同じように部長のほうからも申し上げたんですけれども、それでこの把握したもので、今何ができるかというところなんですけれども、まず知り得る情報、これ海上保安庁ですとか国交省の調査とかはやはり時間もかかりますしいろいろあるんですけれども、迅速に今持っている情報を、先ほど来申し上げ、協議会においてこういう状況がありますと、今後についてはまた改めて情報提供するんですけれども、こういうことがありました。これで注意しましょうという注意喚起を行いたいと思っております。

実際この協議会を、通常年に1回、最近2月に終わったばかりなんですけれども、年度内にできるだけ早く、緊急にでも開催して、まずは情報共有と注意喚起を行いたいと思っております。その上でこの協議会において何をするかというのは、把握されていなかったことが問題だと思って、これについて、県も、事業者、ビューローも含めて何ができるのか、どういった対応ができるのかというところを率直に議論して対策を練っていきたいと考えているところです。

○呉屋宏委員 率直に聞きますけれど、これは事件が起こって全ての全貌が見えてきたときにならないとそれはできないのかもしれませんが、体験乗船はこれからも続くの。あなた方観光としてこれは推奨するの。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

まず、今回の乗船というものなんですけれども、先ほど答弁させていただいたように、県として把握しておりませんでした。それでこの安全管理体制がどうなっているかというところの確認中というところでございます。

県として推奨します観光メニューというのは、幾つかホームページ等で御紹介させていただいております。その中にもこの辺野古の地を使ったツアーというのを紹介しています。これについて辺野古の丘の上のほうから、基地建設が自然環境とかに与える負荷ですとか、そういったところへの講話を受けて、それについて考えるSDGsとか環境とか平和学習というメニューとなっております。こういったものについては、実際にありまして、こういったものを例えば地域分散化とかいろいろ平準化のために使えるものであればとか、いろいろな形で御紹介させていただいているところです。

ちょっと質問と少しずれてしまったかもしれませんが、今回のような乗船が安全・安心であるかという、確認できる、できないというのもあるんですけども、現状においては分からないというのが正直なところです。

○呉屋宏委員 僕も日曜日に船の免許の更新をやったばかりだ。だからある程度の船は分かるつもりでいるけれど、あの船に11名とかね、僕はバランスを崩さないほうがおかしいと。ましてやこれ波浪注意報が出ているんでしょう。こういう大事な修学旅行で10名も乗せて、海に波浪注意報の中で出て行って、転覆して、こういうことが予想できない人が船長しているということ。それはあなた方がチェックしていないということ。そういうことになると思うんだよ。だから、全ての人の命は大事だけれども、特にこの修学旅行で親から離れて、先生が責任を持って連れて行くと言った以上、全てのこういうところをチェックすべきだと思うんだよ。だから僕は今後、こういうところをしっかりとビューローも県も一緒になって、ここに行っている子どもたち、どういうプログラムがあるか分からないけれど、そこに安全なのかどうかって、もう一回チェックは初めからすべきだと思うんだけど、どうなのか。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

委員御指摘のように、私ども沖縄に修学旅行に来ていただきたいということで誘致活動している立場でございます。沖縄の1番のおもてなしはこの安心と安全だと思っております。これがないと全ての観光では成り立たないと思っております。今までの課題として1番自分たちの中で思っているのが、こういうものを把握できていなかったというところでありまして。把握することで、こういった課題があるのか、今回の場合であればこの船に乗る、非常に小さい船だったということなんですけれども、船の適切なサイズがあるのかとか、それに対する安全対策がどうなっているのかとか、これのチェックをかけられるものと思っております。ただ全ての旅行について細かいところまでというのは難しいのかもしれませんが、その仕組み、協議会とかを通じて関係事業者、旅行会社も含めてこの船を動かすような事業者も入ってもらうことによって、一般的にはこういうルールがあるというのを教えてもらいながら、沖縄修学旅行においては、こういった取組をするべきではないかというところをくみ上げてきて、それをまた議論していければと思っております。

○呉屋宏委員 これまで去年も一昨年もそうだったけれど、海上保安庁は海上保安庁なりに、県警は県警なりに、我々は我々なりに、本土の人がこっちに来

て水難事故が起こった段階で心が痛まない人はいないと思うんだよ。だからこれをどうやって安全にするかということ、もっとあなた方はあなた方の立場から真剣に考えるべきだと思う。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑ありませんか。
高橋真委員。

○高橋真委員 いろいろ質疑が出ておりますので、まず知事公室長に見解をお伺いしたいとおもっております。

本当にこの沖縄の海で、未来のある高校生がお亡くなりになった、大人の方も亡くなっていますけれど、痛ましい事故二度と起こさないためにも、沖縄県として、本当に向き合っていく姿勢というのを確認したいなと思ひまして、質疑をさせていただきます。

まず危機管理という面で、総括部局として、今回天気の状態を見てみますと、波浪注意報という公的な警告が出ていました。この波浪注意報というのは、この消防防災というか、危機管理の部署ではどのような状態のものなのか、まず見解をお伺いしたいと思います。

○照屋陽一消防防災対策課長 お答えします。

波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁が発表するものであります。

○高橋真委員 では、今回の事案からいきますと、出航できる、そういうタイミングであったのでしょうか。県の見解をお伺いいたします。

○照屋陽一消防防災対策課長 先ほど来、本件の事故に関しましては、現在第十一管区海上保安本部それと国の運輸安全委員会において詳細な原因調査が進められているところであります。そのため県の見解というのはこの個別事案について、今示すことは難しいんですけれども、その上で、一般論として、このような波浪注意報が発表されたときには、船舶の運航者については、海上での活動において、十分な安全確保と慎重な判断が求められたということで、県の認識としてございます。

○高橋真委員 では、この人を船いっぱいに乗せて出港するという状態というのは、大変危険な状態である、そういう認識ですか。

○**照屋陽一消防防災対策課長** この辺に関しては、権限がある海上保安本部のほうで今調査されているという認識でございますので、これに関して、県として見解は難しいと考えています。

○**高橋真委員** では、今回の船の運用団体でありますけれど、具体的に出港基準とか安全管理基準というのは持っていた団体ですか。どちらの部署が答えるのでしょうか、お伺いいたします。

○**古堅宗一郎危機管理課長** これもまた直接当たったわけではございませんで、報道ベースの様々な情報の中の一つでございますけれども、このへり基地反対協議会、出港基準は明文化されていないという情報がございまして、また、今回ボランティアで運行しているため、この登録がないのでそういうところがないんだという、そういう事実を我々が入手しております。直接当たったわけではございません。あくまで報道ベースでございます。

○**高橋真委員** 知事公室長、ではそういった団体が未成年の命を預かって海に出るといふ事態、今回の事故が起きておりますけれど、どう総括されますか、お伺いいたします。

○**溜政仁知事公室長** 具体的な原因等については今調査中ですので、それを待ちたいとは考えておりますが、先ほど来、議論になっております安全性について、修学旅行、子どもたちを船に乗せるという状況については当然、安全を第一に考えるべき事案であったらと考えております。なぜそれをもって安全だと判断したのかということについては、調査を待ってから判断したいと考えているところでございますが、いずれにしましても県としては、今後の修学旅行等についての安全・安心については、今後ともより一層、検討させていただきたいと考えているところでございます。

○**高橋真委員** 捜査中ということで、なかなか今、具体的なものというのが出てこないわけでありまして、ただ沖縄県として、今回、気象庁の発表等もありましたし、風速とか、また波の高さとか、客観的に数値に基づく指標も出ていたかと思っております。そうした中で、しっかりと出港とか、活動中止の基準を明文化する、そういった厳格な運用というものを強く義務づけるようなルールを策定して、そして適用させていく、こういった団体に適用させていく

ことは必要なことではないでしょうか、お伺いいたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 先ほど課長のほうからも説明させていただいたところなんですけれども、まず波浪注意報については、高波による遭難や沿岸施設の被害など災害の発生するおそれがあると予想したときに発表するというもので、運行者は海上での活動において十分な安全確保と慎重な判断が求められるということになっております。つまり出たら駄目ということにはなっていないということで把握しておりますが、ただ今回のように、修学旅行あるいはその子どもたちを乗せているという状況で、そういうことが行われたということについては適切だったかどうかというのは、そこについては慎重な対応が必要であっただろうと思っておりますので、今後県としてどのような対応ができるかというのは、引き続き検討させていただきたいと考えております。

○高橋真委員 先ほど島尻忠明委員の質疑の答弁の中にもありましたが、県外から受け入れる場合、修学旅行も含めてガイドラインを作成していないと、それが問題になっていると。だから、県としては、しっかりと受け入れるときのガイドラインを作成する、もしくは方針を作成していくということを検討していきたいとおっしゃっていました。私はこれは検討ではなくて、やるべきだと思っております。

さらに、有資格でなくて正式に登録されたマリンレジャーの事業者ではなくて、実態があるんだと。あるものをしっかりとつかみにいくこと、存在を把握していなかったということでありました。今回の船の運用団体についても、県はこの事件が起きるまで全く分からなかったと、観光部局のほうでも答弁がありました。私はこれその存在をつかみにいくべきだと思っております。実際にこうやって沖縄県の観光を支えている人たちもいるのではないかと考えております。それであれば、しっかりと海とか大きなリスクがあるところに対しては、しっかりとこういう基準を運用していくんだと、しっかりと指導していくんだということはやっていくべきだろうと思っておりますが、いかがでしょ

うか。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行の受入れに関して先ほど申し上げさせていただいたように、今回の船の形態、ツアーの形態というのは、正直把握できていなかったところから課題だということは、先ほど申し上げたとおりです。これについてマニュアルですとか、ガイドラインというのも実際今のところはないというところがございますが、関係事業者でつくる協議会というのがあるというのは先ほどから御説明させていただいたところで、こちらの中で、数多い事例とか、課題があった事例とかについての協議とかをして、対応策というのは話をして共有しているということはまた事実でございます。ただガイドラインという形で明文化というのは、どんな形にしたほうがいいのか、それをするのかしないのか、そこも含めて、多くの事業者も入っているこの協議会でも議論の一つとして、対応させていただきたいと思っておりますし、抜けがないように安全・安心な修学旅行地としての体制が確立できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋真委員 これは今後のお話でありました。しかし、私はやはり注目しているのは、今回本来であればこの旅客船事業、正規のマリンレジャーの事業者であれば、やはり関係法令や条例による厳格な安全基準が求められておりますので、しっかりと対応ができたんだろうと思っております。しかしながら今回のように、市民団体、船運用団体といいましょうか、任意の団体、グループが実質的に多人数を乗せて海に出る行為に対して、県はこれまで安全指導の網というか、そういうことがかけられなかったということというのは、これまでの対応というのは野放しだったということではないでしょうか。この責任は私は問われると思うんです。いかがでしょうか。

○親富祖英二観光振興課長 今回の当該高校が船に乗りまして、事故に遭われたという形であるんですけども、このような形態が一般的かということなんですけれども、私どもも把握していなかったというのは、なかなかない形態だと思っていて、いろいろ確認したところ、通常は先ほど申し上げたように旅行者が間に入って、この安全管理ですとかそういった仕組みを取り持ちながら旅行ツアー、修学旅行のツアーの行程というのをつくられています。ですのでこういった直接の手配をして、旅行事業者はバスで浜まで連れて行くだけ、その先のことは関知していないというような形も言っていますけれども、こういった形は非常にまれなケースであると思っております。以上のことからなかなかこ

れまで分からなかったのかというところについては、承知していなかったところ課題だと思っておりますけれども、責任というところになりますと、今の捜査を待ちながら、今後こういった形になるのかというのを検討することになるのかと思っております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後 3 時 33 分休憩

午後 3 時 54 分休憩

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 まず、亡くなったお二人の方々に御冥福を祈りたいと思っております。大変苦しい思いをされたと思っておりますから、我々はこの辺はただすところはしっかりただしていけないといけないと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

初めに転覆した平和丸、不屈の所有者、運航主体は誰になっているんですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 今委員お尋ねの事故に遭いました 2 隻の船の所有者等は、今の段階で県では把握しておりません。

○島袋大委員 運行主体は誰かまで分からないの。

○古堅宗一郎危機管理課長 直接問い合せたわけではございませんが、報道等によりますと、へり基地反対協議会というふうに聞いておりますのでそのような認識でございます。

以上です。

○島袋大委員 これ、当日はどこから出航してどのようなルートを通って、どこにまた戻る予定だったとか、その辺はどうなっています。皆さん方は。

○古堅宗一郎危機管理課長 報道では、この辺が船の航跡といえますか、ここ

からここへ移動したというような報道もございますけれども、この辺も含めて今現在国のほうで調査中と聞いておりますのでその認識でございます。

以上です。

○島袋大委員 事故が起こってまだ3日あたりなので、そうなるけれども、緊急を要するからその辺は確認事項はしっかりとやらないといけないと思っているんだけど、皆さん方この今おっしゃるんだったら調査中というけれども、この辺は、海上保安庁や、警察も含めてですね、連携体制は今実際どうなっているのか。

○古堅宗一郎危機管理課長 県のほうではですね、3月18日に、国土交通省運輸安全委員会事務局、これは那覇事務所になります。そして第十一管区海上保安本部、この場所にですね、職員私どもの担当職員が直接出向いて、いろいろ当該事案に関する情報提供、情報共有などをお願いしたところでございます。

調査には少し時間がかかるので、追って提供できる調査、情報があれば提供しますというお答えをいただいております。

また、沖縄総合事務局運輸部、こちらとふだんから日常的にやりとりしていますので、出向いておりませんが、電話による情報提供のお願いをしまして連携を確認したところでございます。

以上です。

○島袋大委員 この辺野古の海上工事ではですね、臨時制限区域が設けられて、工事関係船も入り混じっているわけですね。

また今回の事故でも明らかになったとおりですね、海流も難しい区域、このような場所でそもそも抗議活動目的で船が近づくことは極めて危険であると思っているんですよ。

誰が見てもそうですよ、小学生が見てもそう思うと思っていますよ、私は。ましてや今回の修学旅行生のような、何の罪もない子どもが事故に巻き込まれること自体が、私は本当に心が痛いんですけども、これはね知事に聞きたいんだけど、県として、この海上での抗議活動や、今回のような見学目的の船の航行を控えるように強く求めるべきではないかなと思っているんですがどうですか。

○溜政仁知事公室長 今回の事故については平和学習に係る海上案内だという

ことで承知しておりますので、抗議中の事故ではないということを海上保安本部に確認したところでございます。

大前提でございますが、抗議活動を行う際には、法令を遵守し、安全・安心に行われることが大前提であると。その上で、憲法で定める表現の自由が保障されることが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○島袋大委員 これ抗議活動と今言う今回の平和学習は違うと言ってるけれどもね、抗議活動している、この船に乗っているわけだよ。

ましてやこの抗議活動も今の答弁で、するために安全をしっかりと考えながらやってください。どんな抗議ですかこれ。

今公室長、今回の現場はね、事故現場というのは、普通一般論で言えば大型ビル造っている那覇市のだ真ん中の工事しているところに車で堂々と入って行って、ここがこれから建築するビルですよと言っているものだよ。誰が見ても危険性があるからといって、これバリケードもしている中で、こういった抗議活動をしている船、ましてそういう乗船している船長を中心にね、そのことが子どもたちを乗せてこれが平和学習と言えますか。

どう見ても考えられない、我々は。誰が見てもどの世界から見ても抗議活動の映像がね、非常におかしいという考えを持っている方がかなりいる中で、この船に乗って子どもたちが平和学習。私はね、ここは県としてこの安全対策を含めて、こういう状況というのはしっかり言うべきじゃないの。

どうですか。

○溜政仁知事公室長 平和学習についてといたしますか、子どもたちを船に乗せて航行するという事について当然安全・安心ということを最優先にするべきだというふうに我々も考えております。

一方、平和学習について様々な主体によって企画、実施されていると考えており、その在り方について、県として特定の見解を述べるということは差し控えたいというふうに考えております。

○島袋大委員 県としてですね、本件における関与や責任をどう考えているんですか。

○親富祖英二観光振興課長 責任というところなんですけれども、修学旅行の誘致を行っております立場からするとですね、安全・安心というのは非常に重

要なものというふうに考えております。

先ほども少し答弁させていたところなんですけれども、今回の課題として認識している最も大きなところは、修学旅行を行うこの行程において、このような直接の手配といいますか、船に乗って基地の建設現場のほうを直接見て回るというコースをやっているということは、県として把握していなかったというところがございます。

もちろんこれについてどういった行程をとるかというのは、学校で決めるところではあるんですけれども、この県の推奨するツアーといいますか、そういったものについては、しっかりと安全が守られるものであるべきだと考えておきまして、沖縄県にいらっしゃる全ての学校について、できるだけその安全を守っていききたいというふうには考えてございますので、これについては、今後速やかに修学旅行推進協議会を開催しまして、こちらの中で現状分かっている情報、課題というのを共有してですね、どういったことを今後やっていくべきかの注意喚起もしながら、先ほど申し上げたような、今後どういうふうにしたら、そういったことが把握でき、安全な形になるのかという仕組みをつくることに向けて、県だけで分からないところも事業者さんの御意見も聞いて、そういった仕組みをつくっていききたいと考えています。

それで、御質問のありました責任というところなんですけれども、それぞれ関与の度合いというのがあると思いますので、捜査の状況を見ながらなんですけれども、県としてもこの安全・安心な修学旅行を守るために関与する部分において、努めていくことと思いますが、現状ではまだ分からないという状況でございます。

以上です。

○島袋大委員 本件についてですね県は独自に調査を行うのか。それとも、警察や海上保安庁に委ねるのか。

どうですか。

○溜政仁知事公室長 現在国が十一管区等で調査を行っておりますので、その推移について随時確認をしていききたいというふうに考えております。

以上です。

○島袋大委員 調査を行う場合、この事実関係だけではなくて原因分析や県の関与まで、県が実際これ踏み込んでいろいろやるという考えはありますか。

○溜政仁知事公室長 一般的に、海難事故に係る救難救助、原因究明に関わる部分については、専門的知見と権限を有する海上保安庁あるいは運輸安全委員会により、現在詳細な事故調査の確認や原因調査が進められているところでございます。

県においては、海上保安庁等の調査結果を踏まえた上で、防災関係機関との連携など、防災に関わる部分について確認を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○島袋大委員 この外部有識者を含めた第三者的な検証体制を設ける考えはありますか。

○溜政仁知事公室長 先ほど申し上げましたとおり、今、国において調査を行っているところでございますので、その調査のほうを待って検討するというところでございます。

以上です。

○島袋大委員 今後の再発防止策をどのように講じていますか。

○親富祖英二観光振興課長 今回の事故のように、修学旅行の途中で発生する事故への再発防止についてなんですけれども、県としましては、今回の事故原因などというのは今捜査進められていると思いますし、それに加えてですね、なぜこのように私ども把握できなかったというところも含めて課題とっておりますので、こういったものを検証して、あとは先ほど来申し上げている沖縄県修学旅行推進協議会の中で多様な参加者がございますので、そちらの中で、それぞれの知見も寄せ合いながらですね、注意喚起も行いつつ、意見交換をして、対策、どのようなことができるのか、二度とこのようなことが起きないように、修学旅行の安全・安心の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○島袋大委員 このヘリ基地反対協議会は、ボランティアの活動の一環として発言していましたがね。私もこの記者会見聞きました。同志社国際高校の会見によれば、乗員1人当たり5000円を支払っている発言しているんですけども、この団体ボランティアとずっと強調していましたよ。

これ、乗員の個人の県税の納付状況とか把握していますか。

実際この平和丸、不屈含めて、このへり基地反対協議会含めてですよ、これ料金取っている状況もあるんですよ。

ましてや今こっちにいるオール沖縄の皆さん方も乗ったことあるか分からないんですけども、我々乗ったことないですよ。ちょっとマスコミの皆さん聞いたら何年か前乗ったことあるみたいな話しているけれどさ。

これ普通の平和学習とかじゃないよ。反対の抗議活動に使われているもので、それ一連しているんですよ。

これ、県はないがしろにしているんですよ。この実態も把握して、どういう状況かこれチェックされているんですか。

答えられなかったら答えられないでいいですよ。

○溜政仁知事公室長 運行の方法等についてもですね、併せて国において調査をしているというふうに承知しております。

以上です。

○島袋大委員 日に日に調査していろいろな面で報道ベースでも耳にしますし、皆さん方この対策室の中で連携していろいろと、我々にも詳細を説明すると言っているけれども、聞くところによるとこの不屈の船長は亡くなったけれども、それが転覆したからと追っていった平和丸のほうに高校生が乗っていたとね。

今のこの状況を把握していけば、これ船1つが転覆したからこれを追っていて、高校生の女性が亡くなっているんですよ。この判断はどうするどういうふうにやったかですよ。

周辺には海上保安庁もいるんだから。そういう連携も含めてですね、できない状況、確かに高い波が来たからそういう把握はなかなかというのはあるかもしれないけれども、これだけですね、若い命を背負ってね、こういった方が平和活動しているというのであれば、そういった危機管理も含めて先ほど救急体制も全く把握されていないような状況ですから、ここはしっかりと、この今まで何校か受けているような話もするし、今の高校も何年かずっと受けているということだけれども、過去にそういった安全のカリキュラムを含めて、どういう状況になったというのを県が踏み込んで確認するんじゃないの。そういう対策も講じるべきじゃないの。ここ聞きたいんですけど。この辺どうですか。

○親富祖英二観光振興課長 把握していなかったという点につきましてはまず御指摘のとおりで、県としまして修学旅行のいろいろモデルコースですとか誘

致ですとか行っている中で、今回のような学校のほうが直接この船の運航事業者さんと連絡を取って、この平和学習の一環として海に出ていくというところで、その際の安全確保の体制というのをしっかりされているかというのが、確認できていなかったのが実情でございます。

ですので、まずはこの課題として承知しておりますので、この課題をいかにして解決していくかというところになります。

具体的には先ほど来申し上げております推進協議会の中に分科会というものもあるんですけれども、平和学習とかですね、いろいろな分科会があります。その中のいろいろな事業者の知見を聞いてですね、1件1件を全て県が逐一確認するというのではなかなか難しいと思うんですけれども、例えば今回であれば、安全な仕組みが整っているのかというのを、誰かどんなタイミングでチェックするというような仕組みを設けるとかですね、そういった形をもって、安全・安心の修学旅行をつくり上げていく、点検していくということを考えております。

以上です。

○島袋大委員 この一昨年の安和の事故に引き続いて、今回の海上事故も起こってですね、辺野古の抗議活動に起因して人命が失われている事故が立て続けに起こっているんですよ。

これ現実ですよ。

この間、県は安和の事故防止のためのガードパイプの設置等の安全対策も、知事は放置したままであってですね、人命の危機があるにもかかわらず、抗議活動を放置し続けてきた沖縄県の責任は重いと思っていますよ。この責任はどのように考えているんですか。

あえて私は言わせてもらったら、今の沖縄県は、抗議活動、平和学習というものに物が言えなくなっているんですよ。

安全管理の徹底についてもですね、言えなくなっているんじゃないですか。全部ね、基地の恒久平和学習はと言われればですね、県は動けないので、今の状況は腫れ物に触るような状態になっているんですよ。

ここを何とかしてこれ変えないといけませんよ。公室長、私はそういうふうに思っているんですよ。

これ以上最悪の事態を生み出すわけにいきませんよ。

今回の事故を踏まえて、沖縄県として、人命安全確保の観点から、この抗議活動と対峙していくつもりなのかお聞かせください。

これ大きな問題ですよ。

○溜政仁知事公室長 今回の痛ましい事故につきましては、平和学習に係る海上案内において発生したものであり、抗議活動中の事故ではないということ、第十一管区海上保安本部にも確認しているところでございます。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、お子さん方を船に乗せるという上では、安全・安心というのを大前提だというふうに我々も考えておりますので、今後どのような在り方、安全な修学旅行等についてどのようなことができるのかというのは、所管部を中心に我々も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○島袋大委員 この抗議活動の皆さん方、加盟団体のへり基地反対協議会も含めてかもしれないけれどね、当分の間抗議活動を自粛しますと言っているんですよ。

これ、何も責任を思っていないんだねと思って私はね。

ここをね、また抗議活動をそのままさせるんですか、沖縄県は。

私、何度も言いますけれど、ばかでかい工事車両が行き来している危ない中で、離れているかもしれないけれど、船が入ってここが現場ですよというね、平和学習であり得ますか。

同じような事故が起きた場合、誰が責任取るんですか。

これ安和の事故と一緒にですよ。あなた方全部放置するのこれ。これは普通の修学旅行の皆さん方と違うよ。

この辺野古のこの場所に行ってね、こういった形で平和学習するというところで転覆事故が起きたんだよ。

二度とあり得ませんとは言えないよ、今の状況の管理だったら。

どう考えるんですか。

○溜政仁知事公室長 修学旅行中の安全対策等につきましては先ほど来、文化観光スポーツ部のほうから答弁させていただいているとおりでございます。

まずその事項についての在り方等について文化観光スポーツ部を中心に、今後の安全安心について検討が行われるということでございます。

以上です。

○島袋大委員 今日入り口論ですから締めたいと思いますけれど。

修学旅行の誘致とかですね、今日教育委員会来ていませんよ。

でもこれ船舶運航、安全管理そして県の関与という複数の論点があるですね、これ複雑に絡み合っているんですよ。今回のこの案件はですね。だから通常の委員会の質疑だけでは、全体像を解明することは非常に困難だと私思っているんですよ。

これ総務企画委員会で続けながらやると思っていますけれども、ここはね。

我々は何もこれ、基地問題に関わっているからどうこう言うつもりありませんよ。何度も言いますが、大工事をしている中に、夢も希望もある高校生を船に乗せて、小型の、バランスもどうなるか分からない、救急体制もできていないところに、誰が見ても波が来たらひっくり返る体制で行って転覆して、最悪な事故が起きている。

それでも抗議活動させるという考えを県が持っていること自体、私はおかしいと思っているんですよ。

それも踏まえてね、これ所管ですから総務委員会でそのまま続けてやってもいいんだけど、私は個人的にね、特別委員会をつくって集中的に私はやるべきだと思っていますよ。

このヘリ基地の反対協議会もボランティアと言っておきながら、学校側からそういった形で、燃料代か分かりませんが頂いているわけですからね。

これは一つの平和ビジネスに走っているんじゃないかなと思っています。

私は、これは普通の修学旅行の位置づけと違いますよ。私はそう思っております。

委員長、もう締めますけれども、そういった形で総務企画委員会でそのままやるのもいいですけど、私は集中的にほかの部署にも横断するんであれば、私は特別委員会もありかなと思っていますけれど、委員長の判断で、総務企画委員会でそのまま引き続きやっていただくんだったらそれもアリだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 答弁はよろしいですか。

○島袋大委員 はい。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回、お二人が亡くなるという大変痛ましい事故が起こりま

した。

本当にこれは皆さんも含め、私も、そして多くの県民も、本当に心痛めていると思います。

本当に心からお悔やみ申し上げるとともに、もうこういったことを再び起こさないために、やはり再発防止策、しっかりやるということ、とても大事だと思いますので、そういう立場から幾つか確認させていただきたいと思います。

1つはあその船が転覆した区域は、工事をやっている区域ではなくて、制限区域外と立入禁止区域外だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 先ほども答弁しましたが、2隻の船の航路・航跡等についても調査中ということで伺っております。

現時点において制限区域内か外かという、報道とかでは外だということで、我々も承知しておりますけれど、断じてここではありませんでしたというにはまだ情報が少な過ぎるという認識でございます。

以上です。

○渡久地修委員 先ほど公室長も答弁していましたが、今回の事故についての海保の見解、どういう見解ですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 現段階で第十一管区海上保安本部等によれば、波を受けて転覆したと見られるという表現でこちらも情報共有がありましたけれども、その他の詳細についてはまだ現在調査中ということで情報共有がありました。

以上でございます。

○渡久地修委員 それと、公室長が先ほど答弁していたこれは平和学習であったということで、それについて第十一管区ですか、そこもそういう報告していたということを言っていましたけれど、もう一度お願いします。

○溜政仁知事公室長 事故につきまして、第十一管区海上保安本部に確認したところ、平和学習に係る海上案内において発生したものであり、抗議活動中の事故ではないということでございました。

以上です。

○渡久地修委員 今のは県の見解ではなくて、海上保安庁の見解ということで

いいんですか。

○溜政仁知事公室長 はい。

第十一管区海上保安本部の見解ということでございます。

○渡久地修委員 県民みんなが心を痛めているのが、平和学習、修学旅行の中で起こった人命を失うという事故だということですね、物すごい、みんな心が張り裂けるような深い悲しみだと思えるんですけども、やはりいろいろ今日質疑あったんだけど、原因究明はこれから海保中心にやっていくんですよ。

その辺いかがです。

○古堅宗一郎危機管理課長 海上保安庁とともに、国土交通省の事故調査委員会、この両者がメインに調査が行われると聞いております。

以上です。

○渡久地修委員 今回のこの平和学習の中で起こった事故だけに、やはり原因究明、そして再発防止、これ徹底していくということは、もうこれからとても大事になっていますので、それはぜひ県としても、関係機関とも協力して全力で上げてもらいたいと思いますけれど、公室長、最後をお願いします。

○溜政仁知事公室長 事故原因につきましては先ほども言いましたとおり国土交通省の運輸安全委員会、あるいは、第十一管区海上保安本部が中心になって行うということは承知しております。

県としましても、情報が入り次第速やかに情報提供なりを行いたいと考えているところでございますし、また安全管理の徹底につきましても、修学旅行を所管している文化観光スポーツ部等を中心にですね、今後より一層、修学旅行、海の安全・安心等について対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 古堅宗一郎危機管理課長から発言訂正がございます。

○古堅宗一郎危機管理課長 申し訳ありません。

先ほどの答弁にありましたけれど、先ほど私が申し上げた国土交通省事故調査委員会というのは、運輸安全委員会の間違いです。

訂正いたします。
おわびいたします。

○**渡久地修委員** 先日、校長先生がお見えになったということですがけれども、これはやはり高校生にも大きなショックを与えていると思います。県内の高校生にも、ショックを与えていると思いますので、その辺の心のケアというんですか。その辺はですね沖縄県としてもぜひ教育委員会ともよく相談して、しっかりやれるような対策を取ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○**嘉手納克子地域保健課班長** お答えします。

この事故が発生した当初も、沖縄県に精神保健福祉センターがございますが、そこも相談体制を整えて、相談があった際には、対応できるようにということで、体制を整えさせていただいた上で、こちらのほうから京都府の同志社国際高校のほうへもお電話差し上げて、そういう体制がありますのでということでお伝えしていたところです。

県内の高校生においても、多分そういった動揺があると思いますので、教育庁と協力しながら、そういった相談窓口の周知を図っていきたいと思います。

以上です。

○**渡久地修委員** ぜひ、その辺も含めてしっかりケアできるように、そして何より再発防止、これはもうみんなが力を合わせてやっていかないといけないと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○**西銘啓史郎委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**西銘啓史郎委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、辺野古沖の船転覆事故についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明の皆様、御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

議案及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

議案等の採決に入ります前に、採決の順序及び方法などの取扱いについて御協議をお願いします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

まず、乙第1号議案沖縄県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、乙第4号議案情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、乙第5号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、乙第27号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例、乙第28号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例7件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案の7件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第48号議案包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これを可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第48号議案は、可決されました。
次に、乙第49号議案副知事の選任についてを採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第49号議案は、これに同意することに決定いたしました。
次に、乙第50号議案専決処分の承認についてを採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって乙第50号議案は、これを承認することに決定いたしました。
次に、令和7年第7回議会乙第1号議案の取扱いについて確認いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、取扱いについて協議した結果、継続審査としないことで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に陳情の採決を行います。
陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。
陳情令和6年第96号ほか27件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情28件と、ただいまお示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察・調査の日程、視察先等について協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

視察・調査につきましては、休憩中に御協議しましたとおり実施に向けて検討していくこととし、詳細な事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 以上で、本委員会に付託された議案及び陳情の処理は、

全て終了いたしました。

委員の皆さん、御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎